

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年2月9日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 クリスチャン・ロメイヤー
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【電話番号】	03-3593-5928
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・米国・ユーロ投資適格債ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額： 上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

アムンディ・米国・ユーロ投資適格債ファンド

ただし、愛称として「りそな ペア・インカム」もしくは「デュアル・インカム」という名称を用いることがあります(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます)。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ファンドの基準価額については、委託会社（後記の「(12) その他 その他」をご参照ください）にお問合せください。

(5)【申込手数料】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は2.1%（税抜2.0%）です。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社または委託会社（後記の「(12) その他 その他」をご参照ください）にお問合せください。

(6)【申込単位】

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法および単位とします。

詳しくはお申込みの販売会社または委託会社（後記の「(12) その他 その他」をご参照ください）にお問合せください。

(7)【申込期間】

申込期間：平成23年2月10日から平成24年2月14日まで¹

ただし、ファンドの休業日²にあたる場合はお申込できません。

¹ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

² 東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日およびニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日のいずれかに該当する場合を指します。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下、「販売会社」といいます）については、委託会社（後記の「（12）その他 その他」をご参照ください）にお問合せください。

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、お申込みを受付けた販売会社が定める日までに、ファンドの申込代金をお申込みの販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

なお、各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金額はお申込みの販売会社にお支払いください。販売会社については、前記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

申込の方法

販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込みください。受益権の取得申込は、ファンドの休業日を除き、申込期間における毎営業日受付けます。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、主として、米国債券市場（社債等）へ投資するファンドと、ユーロ債券市場（国債等公共債・国際機関債・社債等）へ投資するファンドの毎月分配クラスに投資することにより、中長期的な信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

ファンドの特徴：

- 原則として毎月12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行うことを目指します。
分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- 米国とユーロ各国の国債等公共債・国際機関債・社債等へ幅広く投資します。
米国債券市場（社債等）へ投資するファンドとユーロ債券市場（国債等公共債・国際機関債・社債等）へ投資するファンドの組入比率は、原則として、均等配分を基本とします。

国債等公共債	：	国が発行する債券が国債、地方自治体が発行する債券が地方債、国が直接監督している公庫、公団、事業団などの法人が発行する債券が政府機関債であり、これらをまとめて公共債といたします。
国際機関債	：	国際機関が発行する債券です。
社債	：	企業が発行する債券です。民間の事業会社が発行する事業債、転換社債および新株引受権付社債(ワラント債)のことを指します。

各投資信託証券の組入対象債券の格付は、原則として、投資適格債（トリプルB格[BBB - /Baa3]以上）とします。

「格付」とは、債券などの元本および利息の支払が償還まで当初契約の定め通り履行される確実性の程度を評価したものをいいます。信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本および利息の支払が償還まで定め通りに履行される確実性が低く（信用リスクが大き）くなります。

- 市場と通貨がペアです。

米国とユーロの2大債券市場に投資します。

米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資することにより、為替変動リスクを軽減することに努めます。

- 2つの運用会社が運用を行う、2種類のファンドに投資します。

米国はドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が運用する「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」に、ユーロはアムンディが運用する「Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド」および「Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」に投資します。

資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

ファンド・オブ・ファンズ方式 で運用します。

投資信託のことをファンドといい、ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託に投資する投資信託のことをいいます。投資先の投資信託から株式や債券などへ投資します。

<イメージ図>



※ キャッシュポジションを除いた資産におけるおよその比率です。この比率は変更することがあります。

信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

債券について

債券とは、国、地方公共団体、企業などが一時的（短期～長期）に広く一般の投資者からまとまった資金を調達することを目的として発行するものです。

◎発行体による分類（債券の種類）

- 国債とは国が発行する債券です。
- 社債とは企業が発行する債券です。

*債券の種類は上記以外にもあります。

<イメージ図>
債券の仕組み

◎信用度による分類

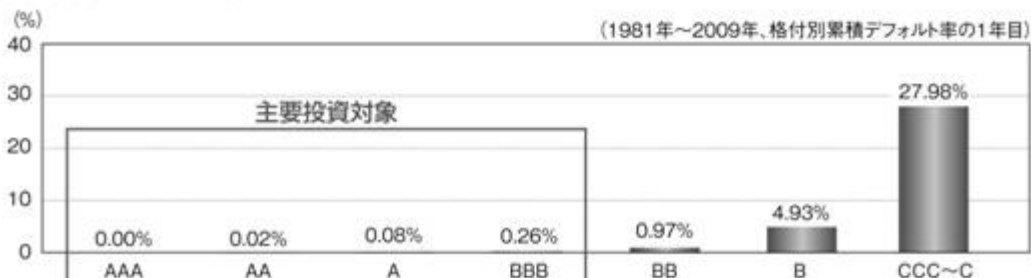
■債券の格付・利回りと信用リスク

信用リスク	利回り	S&P		Moody's		主要投資対象	
		格付	調整	格付	調整		
低い	↑	投資適格債 (BBB 格以上)	AAA		Aaa		主要投資対象
			AA	+	Aa	1 2 3	
			A	+	A	1 2 3	
			BBB	+	Baa	1 2 3	
		ハイイールド債 (高利回り債/ 投機的格付債) (BB 格以下)	BB	+	Ba	1 2 3	
			B	+	B	1 2 3	
			CCC	+	Caa	1 2 3	
			CC C	-	Ca C	1 2 3	
高い	↓						

出所:2010年12月末のS&P、Moody'sのホームページの情報を基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。
S&PのD格は省略。

債券は上記以外にも、発行形態、償還までの期間等様々な方法で分類されます。

ファンドは、主に米国とユーロ各国の投資適格債に投資をします。
投資適格債は、ハイイールド債に比べて信用度が高い債券です。

■格付別年間平均デフォルト[※]率

出所:S&P「Ratings Direct」のデータに基づき、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。
*債券の元金（利息及び償還金）の支払いができなくなることをいいます。

●上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。●上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。●当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

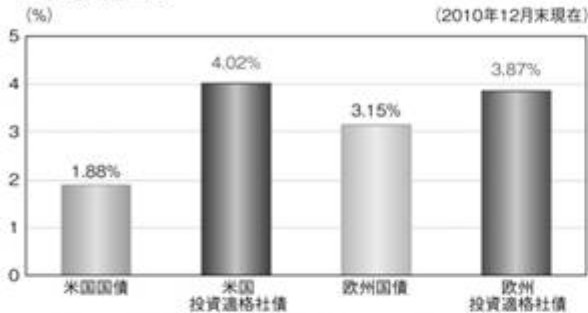
追加的記載事項

社債の特徴と魅力

○国債より高い利回り

通常、償還までの期間が同じ債券の場合、国債よりも社債の利回りが高くなります。
ただし、信用リスクは国債よりも高くなります。

■債券利回り



出所：パークレイズ・キャピタルのデータに基づき、アムンディ・ジャパン株式会社作成。

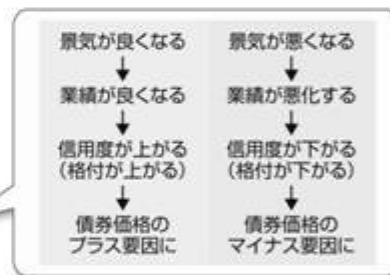
- *税金・費用等は考慮しておりません。
- *米国国債にはパークレイズ・キャピタル米国国債インデックス、米国投資適格社債にはパークレイズ・キャピタル米国投資適格社債インデックス、欧州国債にはパークレイズ・キャピタル・ユーロ国債インデックス、欧州投資適格社債にはパークレイズ・キャピタル・ユーロ社債インデックス（投資適格社債のみ）を使用しています。
- *上記各インデックスは、パークレイズ・バンク・ビーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスです。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

○企業業績が債券価格に影響します

景気回復時には、企業業績が改善し、社債の価格の上昇が期待できるという一面もあります。

■金利・企業業績と債券価格(イメージ)

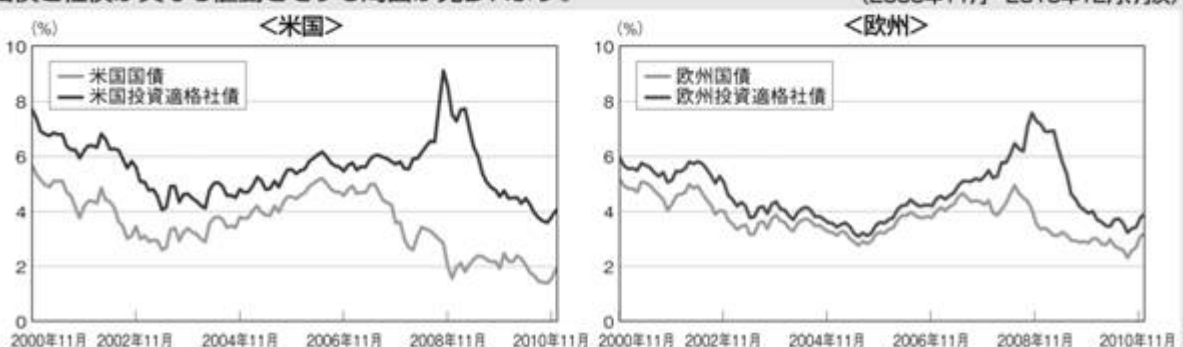
	債券価格	
	国債	社債
金利上昇	↓	↓
金利低下	↑	↑
企業業績改善	中立	↑
企業業績悪化	中立	↓



*上記サイクルは一般論であり、必ずしも上記の動きとなるわけではありません。

■投資適格債の利回り推移

国債と社債が異なる値動きをする局面が見られます。



出所：パークレイズ・キャピタルのデータに基づき、アムンディ・ジャパン株式会社作成。

- *税金・費用等は考慮しておりません。
- *米国国債にはパークレイズ・キャピタル米国国債インデックス、米国投資適格社債にはパークレイズ・キャピタル米国投資適格社債インデックスを使用しています。
- *欧州国債にはパークレイズ・キャピタル・ユーロ国債インデックス、欧州投資適格社債にはパークレイズ・キャピタル・ユーロ社債インデックス（投資適格社債のみ）を使用しています。

●上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。●上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。●当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

追加的記載事項

為替の推移

◎米ドルとユーロのペアの効果

ファンドは、米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資することにより、為替変動リスクを軽減することに努めます。

■米ドルとユーロに投資した場合

ファンド設定日(2003年11月14日)に「米ドル100万円」、「ユーロ100万円」、「米ドルとユーロ50万円ずつ」投資した場合



出所：ブルームバーグのデータに基づき、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*金利収入・為替手数料等は考慮していません。

*過去のデータに基づき作成したものであり、将来を示唆あるいは予測するものではありません。

*上記は一例であり、実際のポートフォリオは米ドルとユーロが均等(50%ずつ)とは限りません。

■対円為替レートの推移

(1999年1月4日～2010年12月30日、日次)



出所：ブルームバーグのデータに基づき、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

●上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。●上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。●当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

追加的記載事項

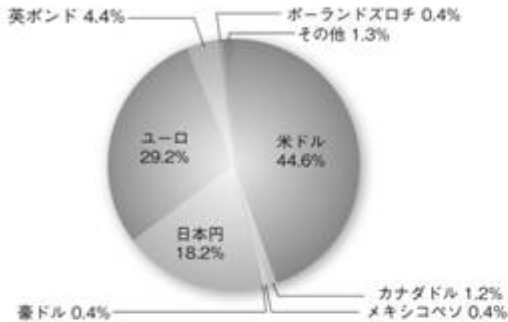
ご参考：米国債券市場、ユーロ債券市場に投資する理由

◎米国とユーロは世界の2大債券市場です

世界の債券市場において米国・ユーロは大きなシェアを占めています。

■世界の債券市場規模（通貨別）

シティグループ 世界BIG債券インデックス 通貨別時価総額構成比率(2010年12月)



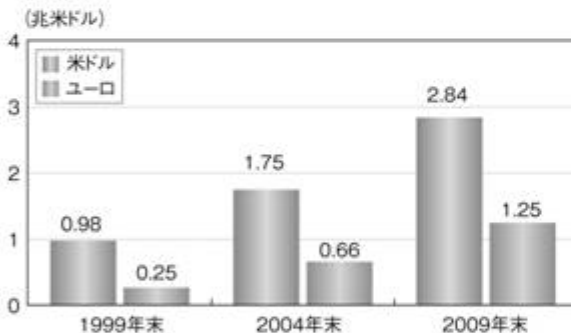
出所：シティグループ・グローバル・マーケット・インクのデータに基づき、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*左記数値の合計は、四捨五入の影響で100%とされない場合があります。
*左記は、通貨別のシェアを表したものであり、地域別区分を表したものではありません。

◎米ドルとユーロは世界の2大通貨です

基軸通貨である米ドルと国際金融市場での存在感が増すユーロは、世界の2大通貨です。

■外貨準備：通貨別の推移（米ドル・ユーロ）



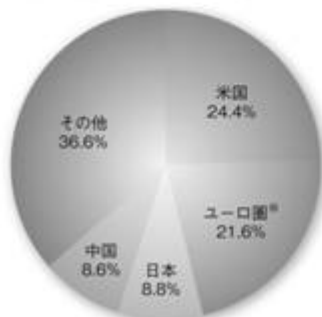
●外貨準備とは、通貨当局が為替介入に使用する資金であるほか、通貨危機などによって、他国に対して外債債務の返済などが困難になった場合に使用する準備資産のことを言います。

出所：IMFのデータに基づき、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

◎米国とユーロ圏は世界経済の中心です

世界のGDPの約半分を米国、ユーロ圏*が占めています。

■主要国・地域の名目GDPシェア（2009年）



●GDP(国内総生産)とは、国内で生み出されたモノやサービスの金額を合計したものです。その国の経済の力の目安によく用いられます。

出所：米ドルベース。IMF「世界経済見通し2010年10月」のデータに基づき、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*オーストリア、ベルギー、キプロス、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペインの16ヵ国。
*左記数値の合計は、四捨五入の影響で100%とされない場合があります。

●上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。●上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。●当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

〔ファンドの商品分類〕

ファンドは、追加型投信 / 海外 / 債券に属しています。

商品分類表

属性区分表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型投信	国内	株式 債券	株式 一般	年1回	グローバル （日本を含む）	ファミリー ファンド	あり （ ）
			大型株 中小型株	年2回			
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産 （ ）	債券 一般	年4回	日本	ファミリー ファンド	あり （ ）
			公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年6回 （隔月）	北米 欧州		
追加型投信	内外	その他資産 （ ） 資産複合	不動産投信	年12回 （毎月）	アジア	ファミリー ファンド	あり （ ）
			その他資産 （投資信託証券 （債券一般））	日々	オセアニア		
追加型投信	内外	その他資産 （ ） 資産複合	資産複合 （ ）	その他 （ ）	中南米	ファミリー ファンド	あり （ ）
			資産配分固定型 資産配分変更型	日々	アフリカ 中近東 （中東） エマージング		

（注）ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

・単位型・追加型

「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

・投資対象地域

「海外」.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産（収益の源泉）

「債券」.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分の定義

・投資対象資産

「その他資産（投資信託証券（債券一般））」...目論見書又は投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に債券一般を投資対象とするものをいいます。

・決算頻度

「年12回（毎月）」...目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域

- 「北米」……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「欧州」……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資形態

- 「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

・為替ヘッジ

- 「為替ヘッジなし」…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

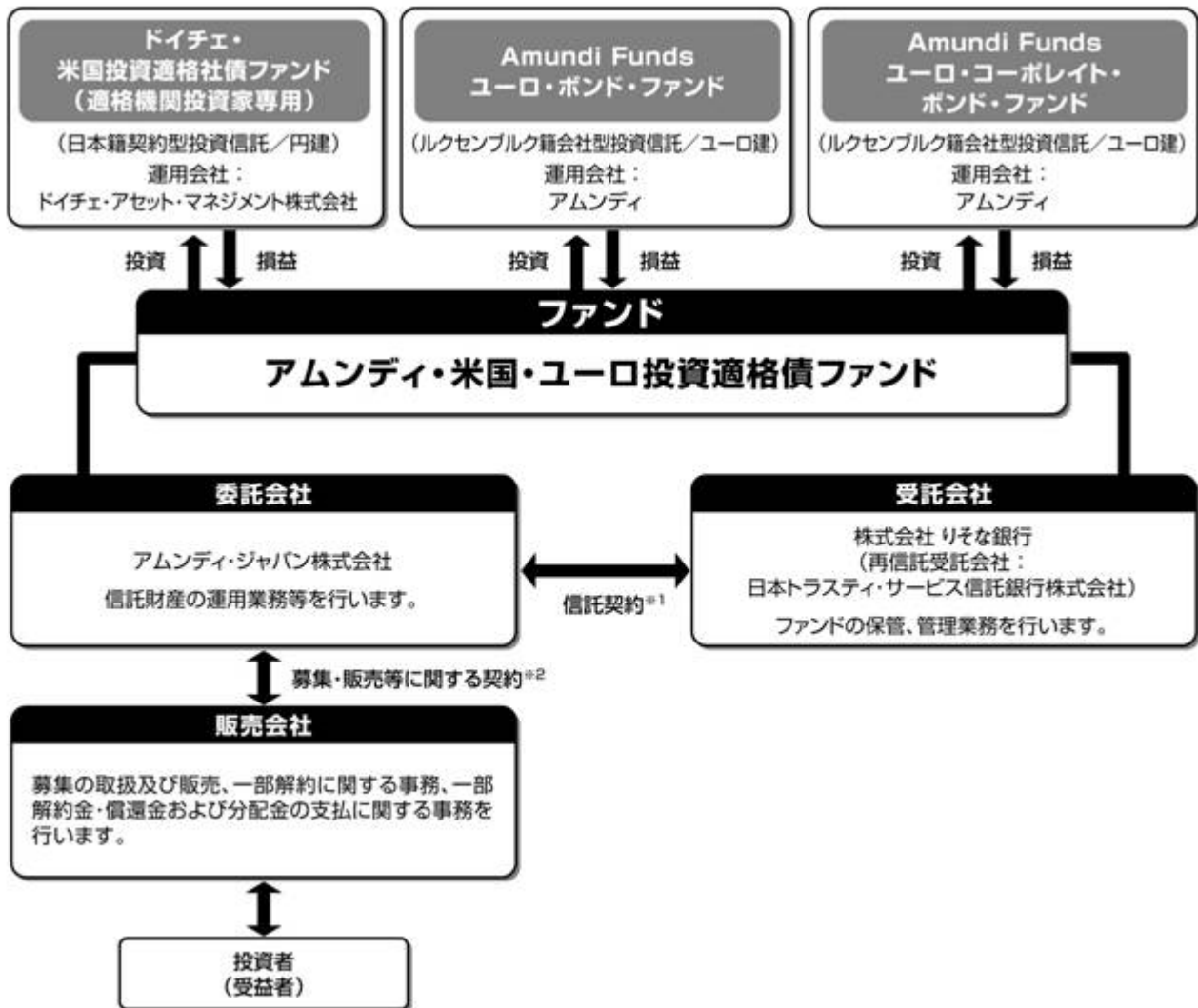
*上記は、社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類および属性区分の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

(2)【ファンドの沿革】

平成15年11月14日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成16年 7月30日 信託約款の一部を変更し、投資対象投資信託の追加を行う
平成19年 1月 4日 投資信託の振替制度へ移行

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金および償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第350号)
資本の額	12億円

会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資コンサルティング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社(現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社)が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテ ジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
	平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大株主 の状況	名 称	住 所	所有株式数	比 率
	アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町 一丁目2番2号	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

《アムンディ概要》

アムンディは、運用資産規模で6,880億ユーロ(約86兆円、1ユーロ=124.92円で換算、2010年3月末現在)を超え、欧州第3位¹、世界ではトップ・テン²に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供します。

アムンディは、世界中の1億人以上のリテールのお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注ぎます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供します。

¹ インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査。(2009年7月版(数値は2008年12月末))

² グローバル・インベスターズによる100社ランキング。(2008年9月版(数値は2008年6月))

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用することを基本とします。主として、米国債券市場(社債等)へ投資する日本籍の「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)」と、ユーロ債券市場(国債等公共債・国際機関債・社債等)へ投資するルクセンブルク籍の「Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド」および「Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

国債等公共債	:	国が発行する債券が国債、地方自治体が発行する債券が地方債、国が直接監督している公庫、公団、事業団などの法人が発行する債券が政府機関債であり、これらをまとめて公共債といいます。
国際機関債	:	国際機関が発行する債券です。
社債	:	企業が発行する債券です。民間の事業会社が発行する事業債、転換社債および新株引受権付社債(ワラント債)のことを指します。

なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローンおよび手形割引市場において売買される手形に直接投資す

ることがあります。原則として、為替ヘッジは行いません。

主として、米国債券市場へ投資する投資信託証券「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)」およびユーロ債券市場へ投資する投資信託証券「Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド」および「Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスに投資します。米国債券市場（社債等）へ投資するファンドとユーロ債券市場（国債等公共債・国際機関債・社債等）へ投資するファンドの組入比率は、原則として、均等配分を基本とします。委託会社の判断により、為替や各投資信託証券の基準価額の変動を考慮し、3ヵ月毎にリバランスを行います。

投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への投資にあたっては、委託会社が指定する投資信託証券を通して、分散投資を行うことを基本とします。投資信託証券への投資の結果、全体のポートフォリオの格付が、原則としてシングルA格[A - (スタンダード&プアーズ社) / A3 (ムーディーズ社)]以上とすることを目指します。また、各投資信託証券の組入対象債券の格付は、原則として、投資適格債（トリプルB格[BBB - /Baa3]以上）とします。組入投資信託証券は、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。この場合において、組入対象とされていた投資信託証券は、変更されることがあります。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。

「格付」とは、債券などの元本および利息の支払が償還まで当初契約の定め通り履行される確実性の程度を評価したものをいいます。信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本および利息の支払が償還まで定め通りに履行される確実性が低く(信用リスクが大き)くなります。

投資対象ファンドの選定基準

ファンドは、アムンディ・グループの中で運用されるユーロ債券市場（国債等公共債・国際機関債・社債等）へ投資するファンドと、グループ外で運用される米国債券市場（社債等）への投資するファンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針がファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
3. 投資対象ファンド又はその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

《主要投資対象とするファンドの概要》

『ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)』

(日本籍契約型投資信託)(円建)

設 定 日	: 2003年11月17日
投 資 対 象	: マザーファンドを通じて主に米国の事業債
ベンチマーク	: バークレイズ・キャピタル米国社債インデックス A
総 資 産	: 約177.6億円(2010年12月末現在)
信 託 報 酬	: 年率0.5775%(税抜年率0.55%)
運 用 会 社	: ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社	: ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク

《ファンドの特徴》

1. 主にドイチェ・米国投資適格社債マザーファンドへの投資を通じて、米国の事業債に幅広く分散投資を行うことで、個別銘柄のリスクを最小限に抑えつつ、信託財産の長期的な成長とインカム・ゲインの確保

を目指して運用を行います。

2. ポートフォリオの平均格付は、原則としてA格相当以上に維持することを目指します。

実質的に投資を行う公社債は、原則として投資適格の格付(BBB格相当以上)を付与された債券および同等の信用度をもつ債券とします。

3. 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

インカム・ゲインとは、公社債や預金の利息収入、株式の配当のことをいいます。

《ドイチェ・アセット・マネジメント・グループ概要》

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループはドイツ銀行グループの一員であり、約66兆円 の運用資産を有する資産運用グループです。債券運用残高は約30兆円、そのうち米国債券運用は約10兆円 です。世界約30都市以上に拠点を設け、グローバルに資産運用サービスを展開しています。

2009年12月末現在、換算レート：1ユーロ133円

『Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド』

(ルクセンブルク籍会社型投資信託)(ユーロ建)

設 定 日	： 1991年1月2日
投 資 対 象	： 主にユーロ建の国債等公共債・国際機関債・社債
ベンチマーク	： バークレイズ・キャピタル・ユーロ総合インデックス B
総 資 産	： 約290.2百万ユーロ（約313億円@107.9円：2010年12月末現在）
信 託 報 酬	： 年率0.40%（毎月分配クラス）
運 用 会 社	： アムンディ

《ファンドの特徴》

1. ユーロ建の国債等公共債・国際機関債・社債等に投資します。

債券の発行体としてはユーロ圏の国・企業が中心となります。

2. 高格付債を中心に投資します。

組入債券の最低格付は原則としてトリプルB格(BBB-/Baa3)とします。

『Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド』

(ルクセンブルク籍会社型投資信託)(ユーロ建)

設 定 日	： 1999年2月1日
投 資 対 象	： 主にユーロ建の社債
ベンチマーク	： バークレイズ・キャピタル・ユーロ社債インデックス C
総 資 産	： 約420.4百万ユーロ（約454億円@107.9円：2010年12月末現在）
信 託 報 酬	： 年率0.40%(毎月分配クラス)
運 用 会 社	： アムンディ

《ファンドの特徴》

1. 主として欧州または欧州以外の企業が発行する、欧州市場で取引されるユーロ建の固定または変動利付社債等に投資します。企業のセクターに制限はありません。

ユーロ圏の政府が発行する、または保証する債券にも投資します。

2. スタンダード&プアーズ社やムーディーズ社より投資適格(BBB-/Baa3以上)と格付されている社債に投資します。

3. インカム・ゲインとキャピタル・ゲインによるリターンを最大化させることを目指します。

《アムンディ概要》

アムンディは、運用資産規模で6,880億ユーロ(約86兆円、1ユーロ=124.92円で換算、2010年3月末現在)を超え、欧州第3位¹、世界ではトップ・テン²に入るグローバルプレイヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点をもち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供します。

¹ インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査。(2009年7月版(数値は2008年12月末))

² グローバル・インベスターズによる100社ランキング。(2008年9月版(数値は2008年6月))

《ファンドの参考指数》前記[A]、[B]および[C]ベンチマークから算出される合成指数です。

ファンドの参考指数 = [A]ベンチマーク × 50% + [B]ベンチマーク × 10% + [C]ベンチマーク × 40%

各インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスです。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

*資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)」の投資信託証券と「Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド」および「Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」の投資信託証券の毎月分配クラスその他、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限ります)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託に限ります)

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます)により運用することを指図することができます。

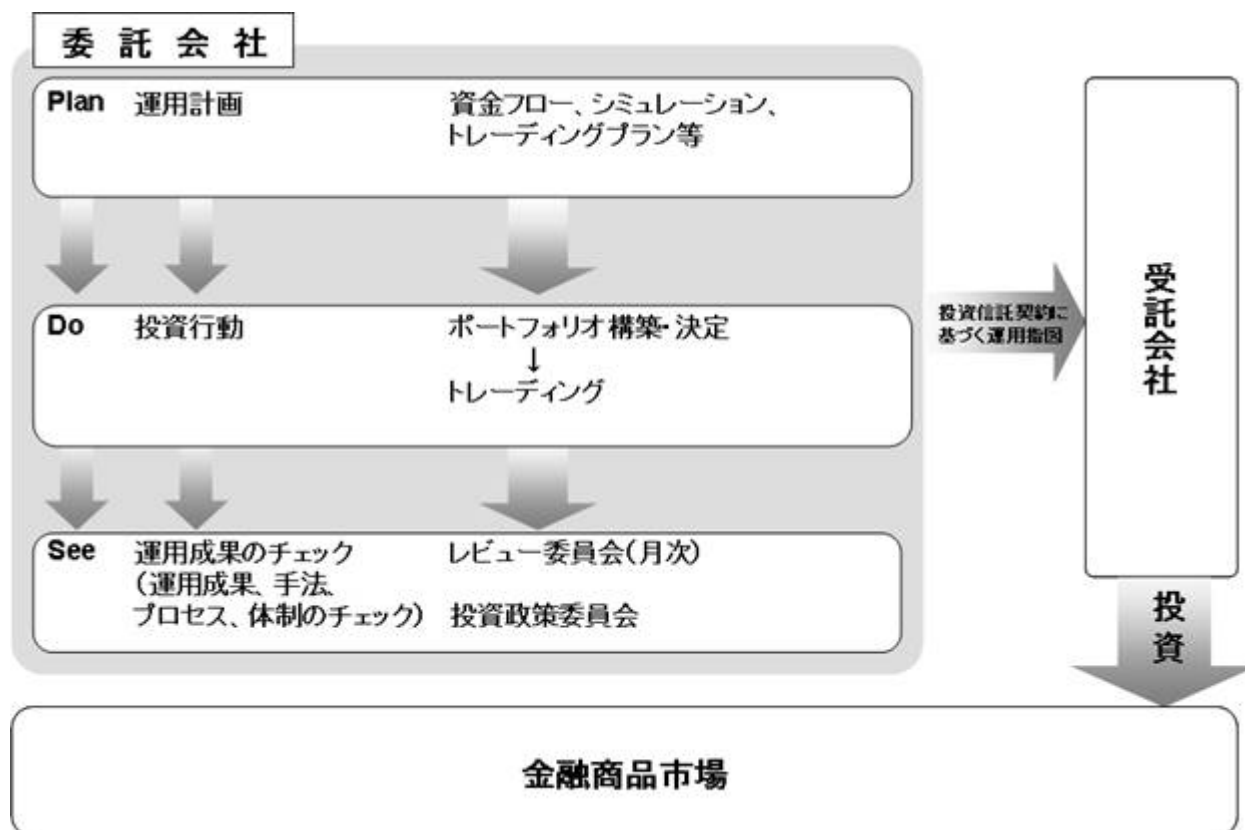
1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

金融商品による運用の特例

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となります。



ファンドの運用組織は以下のとおりです。

運用計画・・・運用本部各運用部（7名程度）

投資行動・・・運用本部所属ファンド・マネージャー（7名程度）

運用成果のチェック・・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・証券投資信託の運用に関する規則
- ・証券先物取引に関する社内基準
- ・服務規程（ファンド・マネージャー用）
- ・各種業務マニュアル
- ・リスク管理基本規程
- ・コンプライアンス・マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

ファンドは、毎決算時（毎月12日、休業日の場合は翌営業日とします）に、原則として次の方針により分配を行います。

1) 分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- () 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- () 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- () 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- () 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるもの（追加型証券投資信託の収益分配のうち非課税とされるもの）とし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、受益者毎の個別元本をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払

- () 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のために販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から支払います（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始）。
- () 上記()の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の販売を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- () 上記()に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- () 受益者が、収益分配金について上記()に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

《収益分配金に関する留意点》

ファンドの分配対象収益の範囲は以下のとおりです。

1. 経費控除後の利子・配当収入（インカム・ゲイン）

2. 経費控除後の売買益（キャピタル・ゲイン）
3. 経費控除後の評価益（キャピタル・ゲイン）
4. 分配準備積立金（当該計算期間よりも前に累積したインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲイン）
5. 収益調整金（信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分）

ファンドは、原則として、毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。分配金額は金利や為替相場の影響を受けて変動します。ファンドの運用状況（基準価額水準および市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

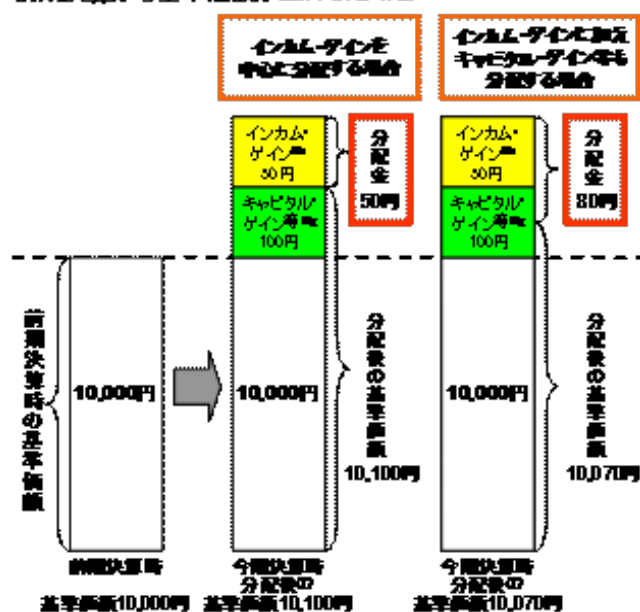
また、基準価額が当初元本（1万口=1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。収益分配は、これを行わない場合と比較すると、その金額相当分、基準価額が低くなり、その影響により、換金時・償還時において元本割れとなる可能性があるほか、信託財産の成長性に影響する可能性があります。

ファンドは、当該計算期間におけるインカム・ゲインを超えて収益分配金を支払う場合があります。また、上記分配対象収益の範囲から分配を行う場合、個別の投資家のお買付けの時期により実質的な投資元本の払戻となる場合があります。分配対象に相当するファンド資産は、通常、他の信託財産と同様に運用がなされており、収益分配金の支払のための現金化あるいはポートフォリオ再構築を行うための追加的な取引が生じることによって、取引コスト等が発生することにご留意ください。

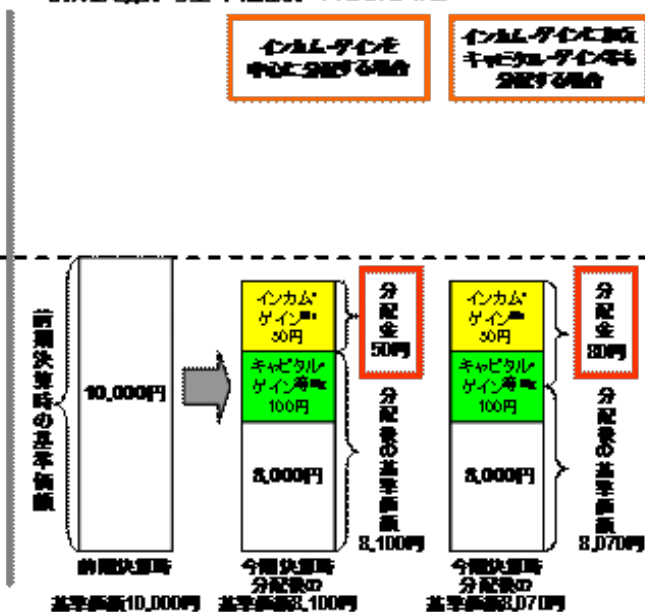
また、ファンドが支払う分配金額の水準と、かかる分配金の支払によりファンドの基準価額が減価すること、またその影響（複利効果の逸失）につき十分ご考慮ください。特に、元本の安全性を重視される投資家の場合には、上記のような分配金の払出は、その投資目的に合致しない場合があります。

【イメージ】

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



※ インカム・ゲインには分配準備積立金（当該期間よりも前に累積したインカム・ゲイン及びキャピタル・ゲイン）のうちインカム・ゲイン相当分を含む場合があります。
 ※ キャピタル・ゲインには分配準備積立金（当該期間よりも前に累積したインカム・ゲイン及びキャピタル・ゲイン）のうちキャピタル・ゲイン相当分及び収益調整金を含む場合があります。
 (注) 前記のイメージは分配金額及び基準価額の概略を整理して示すための記載したものであり、実際の分配金額や基準価額を表すものではありません。

(5) 【投資制限】

ファンドの信託約款で定める投資制限は、以下の通りです。

投資信託証券以外への投資は、信託約款に定める範囲内で行います。

株式への投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます）の投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託への投資制限

原則として実質的に複数のファンドに投資し、かつ1ファンドへの投資割合は純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、信託約款若しくは定款等において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます）ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には50%以上の取得ができるものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れの制限

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間若しくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

- () 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- () 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- () 立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めず。

3【投資リスク】

- (1) ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として外国債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。以下は、基準価額の変動要因（投資リスク）およびその他留意点です。

《投資リスク》

価格変動リスク

ファンドが主要投資対象とする日本籍およびルクセンブルク籍の投資信託証券は、主に米国債券市場およびユーロ債券市場の公社債等を投資対象としていますが、債券の価格はその発行体の政治状況および財政状況、経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。当該債券の価格が下落した場合にはファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

金利変動リスク

債券価格は、金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合、債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

また、債券の償還までの期間が長ければ長いほど、その債券価格の下落幅は大きくなる可能性があります。

す。

為替変動リスク

- ・ファンドは、円建で基準価額が表示される国内投信ですが、実質的な投資対象である米国債券市場およびユーロ債券市場の公社債等は外貨建であり、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、ファンドの基準価額は、円安になると上昇する傾向が、反対に円高になると下落する傾向があります。円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・外貨建資産に投資した場合は、為替変動によって重大な損失が生じるリスクがあります。

信用リスク

- ・発行体の財務内容の悪化等により債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクです。ファンドが実質的に投資する債券の発行体の財政状況および一般的な経済状況または経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。この場合、当該債券の価格は信用リスクの上昇により値下がりし、ファンドの基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・債券の発行体が破産した場合は、投資資金を回収することができなくなることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・ファンドの実質的なポートフォリオの平均格付は、原則としてシングルA格〔A - (スタンダード&プアーズ社)/A3(ムーディーズ社)〕以上とすることを目指します。また、ファンドが組入れる投資信託証券の組入債券の格付は、原則として、トリプルB格(BBB - /Baa3)以上の投資適格債とし、信用リスクの低減を図ります。

流動性リスク

- ・急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、債券等を市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合には、当該債券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- 基準価額の変動要因（投資リスク）は前記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

規制の変更

ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。将来規制が変更された場合、ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

分配金の支払いに関する留意点

分配金は当該期にファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。

その他の留意点

- ・前記以外にも、実質組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。また基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
- ・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、お申込みの受付を停止することが

あります。この場合は、新たにファンドを購入できなくなります。

(2) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3) 投資信託についての一般的な留意事項です。

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にはリスク委員会に報告します。

・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にはリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は2.1%（税抜2.0%）です。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社または委託会社にお問合せください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金(解約)手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

ファンドから支払われる費用は、後記の通りです。

時期	信託報酬
----	------

毎日	信託報酬の総額	信託財産の純資産総額に対し、 年率0.8715%（税抜0.83%）以内を乗じて得た金額 （平成22年12月末現在 年率0.7665%（税抜0.73%））	
	信託報酬の配分	委託会社	年率0.21%（税抜0.20%）以内 （平成22年12月末現在 年率0.21%（税抜0.20%））
		販売会社	年率0.63%（税抜0.60%）以内 （平成22年12月末現在 年率0.525%（税抜0.50%））
		受託会社	年率0.0315%（税抜0.03%）

委託会社は、受託会社の同意のうえ、前記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
なお、ファンドは、主として投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。
上記信託報酬の他に、投資対象となる組入投資信託証券ごとに信託報酬がかかります。

組入投資信託証券とその信託報酬は下記の通りです。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の名称	信託報酬
ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)	年率0.5775%（税抜0.55%）
Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド	年率0.40%（毎月分配クラス）
Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	年率0.40%（毎月分配クラス）

内訳 運用会社：年率0.30%、その他管理事務：年率0.10%

日本国外においてかかる費用（日本籍以外の組入投資信託証券の信託報酬）に関しては、消費税等が課されません。

< 実質的な信託報酬等 >

ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬等を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬は、概算値で以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

受益者の方にご負担いただく 実質的な信託報酬（税込）	「アムンディ・米国・ユーロ投資適格債 ファンド」信託報酬（税込）	組入投資信託証券 信託報酬
上限 ¹ 年率1.449 % 平成22年12月末現在 年率 約1.2483 % ² （概算値）	= 約款で定める上限 年率0.8715 % 平成22年12月末現在 年率0.7665 %	+ 年率0.5775 % ~0.40 %

¹ ファンドの「約款で定める上限信託報酬（年率0.8715%（税込））」に、組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.5775%）を加算しております。

² 平成22年12月末現在の各組入投資信託証券の組入比率を考慮して算出しております。

(4) 【その他の手数料等】

資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

信託事務等の諸費用および監査報酬

- () 信託財産に関する租税その他信託事務の処理に要する諸費用並びに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- () 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、信託契約締結日から6ヵ月毎の計算期末の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中から支払われます（上限85万円（1回当たり）、税

込）（本書作成日現在）。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローンおよび手形割引等に要する費用並びに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券においても組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を現地投資信託証券が負担します。

- * その他の手数料等については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
- * 費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税については、次のような取扱いとなります。なお、税法が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります（下記は、平成22年9月末現在の税法に基づき記載しております）。

個別元本について

- () 追加型投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- () 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- () 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われず、また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- () 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、後記「収益分配金の課税について」を参照）。

収益分配金の課税について

追加型投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、次の通りとなります。

- () 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- () 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

(1) 個人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
----	------	----	----

途中換金時 償還時	平成23年12月31日まで	課税対象	換金価額又は償還価額から取得費(申込手数料等を含みます)を控除した場合に生じる利益(譲渡所得)
		源泉徴収の有無	無 ¹
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ²
	税率	確定申告による税率は、10%(所得税7%、地方税3%)となります。	
	平成24年1月1日以降	課税対象	換金価額又は償還価額から取得費(申込手数料等を含みます)を控除した場合に生じる利益(譲渡所得)
		源泉徴収の有無	無 ¹
申告方法		確定申告による申告分離課税 ²	
収益分配時	平成23年12月31日まで	課税対象	普通分配金(配当所得)
		源泉徴収の有無	有(10%の税率で源泉徴収)
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ³ 又は確定申告による総合課税又は申告不要 ⁴
	税率	申告分離課税の場合は、10%(所得税7%、地方税3%)の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は10%(所得税7%、地方税3%)の源泉徴収税額で納税が完了します。	
	平成24年1月1日以降	課税対象	普通分配金(配当所得)
		源泉徴収の有無	有(20%の税率で源泉徴収)
申告方法		確定申告による申告分離課税 ³ 又は確定申告による総合課税又は申告不要 ⁴	
税率	申告分離課税の場合は、20%(所得税15%、地方税5%)の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は20%(所得税15%、地方税5%)の源泉徴収税額で納税が完了します。		

¹ 特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合には、平成23年12月31日までは10%の税率で、平成24年1月1日以降は20%の税率で源泉徴収が行われます。

² 特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合においては、申告不要とすることができます。

³ 申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能となります。

⁴ 特定口座(源泉徴収選択口座)内において、上場株式等の譲渡損失と配当所得の金額との損益通算が可能となります。

(2) 法人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中換金時 償還時	平成23年12月31日まで	課税対象	個別元本超過額
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成24年1月1日以降	課税対象	個別元本超過額
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))

収益分配時	平成23年12月31日まで	課税対象	普通分配金
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成24年1月1日以降	課税対象	普通分配金
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))

お客さまの個別元本（受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）をいいます）を上回る金額に対して課税されます。

買取請求時の課税について

原則として源泉徴収は行われず、確定申告により納税していただきます。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外となります。

税法が変更・改正された場合等には、前記の内容が変更になることがあります。

ファンドの会計上・税務上の取扱については、あらかじめ会計士・税理士（税務専門家等）にご確認ください。

5【運用状況】

以下は平成22年12月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	15,720,035,113	49.43
投資証券	ルクセンブルク	15,602,850,231	49.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		476,001,640	1.49
合計（純資産総額）		31,798,886,984	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託 受益証券	ドイツ・米国投資適格社債 ファンド (適格機関投資家専用)	25,318,143,201	0.6369	16,125,125,404	0.6209	15,720,035,113	49.43
2	ルクセン ブルク	投資証券	Amundi Funds ユーロ・コー ボレイト・ボンド・ファンド 毎月分配クラス	1,486,109	9,468.22	14,070,814,386	9,486.56	14,098,074,083	44.33
3	ルクセン ブルク	投資証券	Amundi Funds ユーロ・ボン ド・ファンド 毎月分配クラ ス	167,359	9,001.01	1,506,401,371	8,991.30	1,504,776,148	4.73

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	49.43
外国	投資証券	49.06
	合計	98.50

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年12月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末（平成16年 5月12日）	12,174,568,901	12,226,562,597	1.0069	1.0112
第2特定期間末（平成16年11月12日）	34,573,452,533	34,721,245,768	1.0059	1.0102
第3特定期間末（平成17年 5月12日）	59,811,457,795	60,071,978,825	0.9872	0.9915
第4特定期間末（平成17年11月14日）	87,638,913,139	88,007,386,169	1.0227	1.0270
第5特定期間末（平成18年 5月12日）	84,586,375,087	84,963,757,287	0.9638	0.9681
第6特定期間末（平成18年11月13日）	85,996,992,640	86,395,808,690	1.0350	1.0398
第7特定期間末（平成19年 5月14日）	78,208,482,832	78,561,314,367	1.0640	1.0688
第8特定期間末（平成19年11月12日）	70,113,407,816	70,451,272,849	0.9961	1.0009
第9特定期間末（平成20年 5月12日）	62,098,043,245	62,421,598,691	0.9212	0.9260
第10特定期間末（平成20年11月12日）	42,706,100,545	43,007,344,981	0.6805	0.6853
第11特定期間末（平成21年 5月12日）	43,824,960,135	44,117,588,827	0.7189	0.7237
第12特定期間末（平成21年11月12日）	45,867,646,821	46,194,175,378	0.7726	0.7781
第13特定期間末（平成22年 5月12日）	41,063,535,503	41,374,774,688	0.7256	0.7311
第14特定期間末（平成22年11月12日）	34,664,275,030	34,950,450,938	0.6662	0.6717
平成21年12月末日	45,325,864,269	-	0.7728	-
平成22年 1月末日	43,649,218,824	-	0.7475	-
2月末日	42,413,367,580	-	0.7301	-
3月末日	43,585,358,424	-	0.7573	-
4月末日	43,295,852,668	-	0.7600	-
5月末日	39,182,329,158	-	0.6997	-
6月末日	37,327,067,151	-	0.6757	-
7月末日	37,644,850,952	-	0.6904	-
8月末日	36,135,527,700	-	0.6715	-
9月末日	36,397,953,286	-	0.6882	-
10月末日	34,768,558,103	-	0.6652	-
11月末日	34,067,954,949	-	0.6591	-
12月末日	31,798,886,984	-	0.6273	-

（注）純資産総額（分配付）及び1口当たり純資産額（分配付）は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

【分配の推移】

期間	1口当たり分配金（円）
----	-------------

第1特定期間	自 平成15年11月14日 至 平成16年 5月12日	0.0215
第2特定期間	自 平成16年 5月13日 至 平成16年11月12日	0.0258
第3特定期間	自 平成16年11月13日 至 平成17年 5月12日	0.0258
第4特定期間	自 平成17年 5月13日 至 平成17年11月14日	0.0258
第5特定期間	自 平成17年11月15日 至 平成18年 5月12日	0.0258
第6特定期間	自 平成18年 5月13日 至 平成18年11月13日	0.0263
第7特定期間	自 平成18年11月14日 至 平成19年 5月14日	0.0288
第8特定期間	自 平成19年 5月15日 至 平成19年11月12日	0.0288
第9特定期間	自 平成19年11月13日 至 平成20年 5月12日	0.0288
第10特定期間	自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月12日	0.0288
第11特定期間	自 平成20年11月13日 至 平成21年 5月12日	0.0288
第12特定期間	自 平成21年 5月13日 至 平成21年11月12日	0.0302
第13特定期間	自 平成21年11月13日 至 平成22年 5月12日	0.0330
第14特定期間	自 平成22年 5月13日 至 平成22年11月12日	0.0330

（注）1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第1特定期間	自 平成15年11月14日 至 平成16年 5月12日	2.8
第2特定期間	自 平成16年 5月13日 至 平成16年11月12日	2.5
第3特定期間	自 平成16年11月13日 至 平成17年 5月12日	0.7
第4特定期間	自 平成17年 5月13日 至 平成17年11月14日	6.2
第5特定期間	自 平成17年11月15日 至 平成18年 5月12日	3.2
第6特定期間	自 平成18年 5月13日 至 平成18年11月13日	10.1
第7特定期間	自 平成18年11月14日 至 平成19年 5月14日	5.6
第8特定期間	自 平成19年 5月15日 至 平成19年11月12日	3.7
第9特定期間	自 平成19年11月13日 至 平成20年 5月12日	4.6

第10特定期間	自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月12日	23.0
第11特定期間	自 平成20年11月13日 至 平成21年 5月12日	9.9
第12特定期間	自 平成21年 5月13日 至 平成21年11月12日	11.7
第13特定期間	自 平成21年11月13日 至 平成22年 5月12日	1.8
第14特定期間	自 平成22年 5月13日 至 平成22年11月12日	3.6

(注1)収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

(注2)収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

期間	設定口数	解約口数	発行済口数	
第1特定期間	自 平成15年11月14日 至 平成16年 5月12日	12,690,117,757	598,560,507	12,091,557,250
第2特定期間	自 平成16年 5月13日 至 平成16年11月12日	23,424,348,960	1,145,386,296	34,370,519,914
第3特定期間	自 平成16年11月13日 至 平成17年 5月12日	27,865,825,007	1,650,058,748	60,586,286,173
第4特定期間	自 平成17年 5月13日 至 平成17年11月14日	28,707,056,711	3,601,940,445	85,691,402,439
第5特定期間	自 平成17年11月15日 至 平成18年 5月12日	9,067,180,953	6,995,281,058	87,763,302,334
第6特定期間	自 平成18年 5月13日 至 平成18年11月13日	4,410,453,742	9,087,078,883	83,086,677,193
第7特定期間	自 平成18年11月14日 至 平成19年 5月14日	1,643,022,626	11,223,129,853	73,506,569,966
第8特定期間	自 平成19年 5月15日 至 平成19年11月12日	1,870,613,541	4,988,634,760	70,388,548,747
第9特定期間	自 平成19年11月13日 至 平成20年 5月12日	860,145,753	3,841,309,908	67,407,384,592
第10特定期間	自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月12日	410,826,769	5,058,953,851	62,759,257,510
第11特定期間	自 平成20年11月13日 至 平成21年 5月12日	436,367,503	2,231,314,084	60,964,310,929
第12特定期間	自 平成21年 5月13日 至 平成21年11月12日	762,959,580	2,358,441,782	59,368,828,727
第13特定期間	自 平成21年11月13日 至 平成22年 5月12日	819,281,911	3,599,167,866	56,588,942,772
第14特定期間	自 平成22年 5月13日 至 平成22年11月12日	361,220,329	4,918,179,817	52,031,983,284

(注1) 全て本邦内におけるものです。

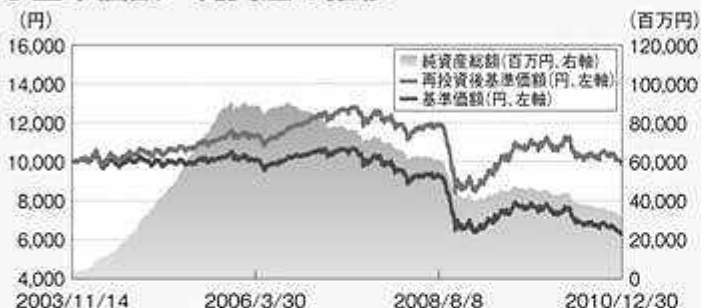
(注2) 第1特定期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

< 参考情報 >

運用実績

2010年12月30日現在

◎基準価額・純資産の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして表示しています。
*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	6,273円	純資産総額	31,799百万円
------	--------	-------	-----------

◎分配の推移

決算日	分配金
80期(2010年8月12日)	55円
81期(2010年9月13日)	55円
82期(2010年10月12日)	55円
83期(2010年11月12日)	55円
84期(2010年12月13日)	55円
直近1年間累計	660円
設定来累計	3,967円

*分配金は1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

◎主要な資産の状況

◆資産配分

内訳	比率(%)
ドイツ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)	49.44
Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド	4.73
Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	44.34
現金等	1.50
合計	100.00

*比率は純資産総額に対する割合です。
*また、四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。
*現金等には未払諸費用等を含みます。

◆ファンドの概要

平均格付	A-
平均最終利回り(%)	4.67
平均直接利回り(%)	5.43
修正デュレーション(年)	5.60
組入全銘柄数	448

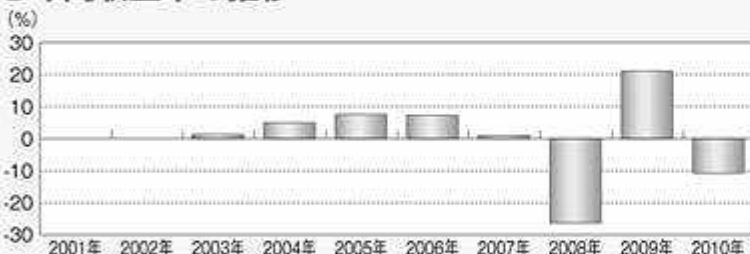
*平均格付とは、基準日時点でファンドが保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、ファンドの信用格付ではありません。

◆組入ファンドの上位5銘柄

ドイツ・米国投資適格社債マザーファンド ^{※1}				Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド			Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド		
銘柄	クボ(%)	比率(%)		銘柄	クボ(%)	比率(%) ^{※2}	銘柄	クボ(%)	比率(%) ^{※2}
1 サウスウェスタンベル7% 07/01/15	7.000	2.91	1 イタリア国債	5.000	5.57	1 BFCM		1.274	1.59
2 JPELカンチーフス6.3% 04/23/19	6.300	2.85	2 ドイツ国債	3.000	4.92	2 バンク・オブ・アメリカ		7.000	1.57
3 ノーザンステートパワー8% 08/28/12	8.000	2.55	3 フランス国債	4.000	4.14	3 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド		5.250	1.39
4 シティグループ6.125% 05/15/18	6.125	2.51	4 オランダ国債	4.500	3.89	4 シティグループ		7.375	1.37
5 TDCコミュニケーションズ8.75% 08/01/15	8.750	2.24	5 フランス国債	3.250	3.65	5 スタンダードチャータード銀行		3.625	1.35

*1 ドイツ・米国投資適格社債マザーファンド(適格機関投資家専用)のマザーファンドの組入銘柄とマザーファンドの純資産総額に対する割合です。
*2 比率は、各マスターファンドの純資産総額に対する割合です。

◎年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
*ファンドにベンチマークはありません。
*2003年は設定日(11月14日)から年末までの騰落率を表示しています。

◎期間別騰落率

期間	騰落率(%)
1ヵ月	-4.01
3ヵ月	-6.56
6ヵ月	-2.49
1年	-10.85
3年	-20.60
設定来	-1.37

*騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。したがって、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

()お申込みの受付場所

ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で取扱わない場合があります。なお、販売会社については委託会社にお問合せください。委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス： <http://www.amundi.co.jp>

()申込期間と申込価額

申込期間	申込価額
平成23年2月10日から平成24年2月14日まで	申込受付日の翌営業日の基準価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該取得の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。

ただし、受付日がファンドの休業日にあたる場合にはお申込みできません。

申込締切時間は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日およびニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日のいずれかに該当する場合は指します。

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

*委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を延期することができます。

()申込単位

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法および単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

*取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

途中換金とは信託約款上の一部解約と同意義です。

()途中換金の受付

- 1) 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。

2) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし
す。

() 途中換金取扱期間と途中換金価額

1) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該換金の申込にかか
る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

2) 途中換金の実行の請求日が、ファンドの休業日にあたる場合においては、委託会社は途中換金の実行の請求を受付けないものとします。

3) 換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

4) 換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

() 換金単位

1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

() 換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることが出来ます。なお、換金価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの換金価額について委託会社の照会先は下記の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900 (フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

() 途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合

1) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、途中換金の実行の請求の受付を中止することができます。

2) 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、途中換金の受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

() 換金制限

委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。

() 受益権の買取

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

受益権の買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

() 買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

() 買取請求の受付を中止する特別な場合

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の買取の受付を中止することができます

* 買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。

* 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

() 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は下記の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成15年11月14日から無期限とします。ただし、後記、「(5)その他 ()信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

(4)【計算期間】

()この信託の計算期間は、毎月13日から翌月12日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成16年1月13日までとします。

()各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

()信託の終了

- a. 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます(以下「繰上償還」といいます)。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - ・ 信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
 - ・ 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ・ やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 2) 前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べ

るべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

- 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 5) 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - c. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「()信託約款の変更」のc. の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
 - d. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

()信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- b. 上記a. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- c. 上記b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託約款の変更をしません。
- d. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記a. からd. までの規定に従います。

()反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

()公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

()運用報告書の作成

委託会社は、5月と11月の計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

()関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、

自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。

()ファンドが使用する愛称について

ファンドは愛称として、「リソナ ペア・インカム」もしくは「デュアル・インカム」という名称を用いることがあり、販売会社によって異なる愛称を用いることがあります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休日の場合は当該償還日の翌営業日）の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。
*買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の信託財産をもって買取を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13特定期間(平成21年11月13日から平成22年5月12日まで)及び第14特定期間(平成22年5月13日から平成22年11月12日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・米国・ユーロ投資適格債ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第13特定期間末 (平成22年 5月12日)	第14特定期間末 (平成22年11月12日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,079,912,330	830,040,463
投資信託受益証券	20,923,379,818	17,204,135,209
投資証券	19,531,184,291	16,965,230,641
未収利息	1,479	1,137
流動資産合計	41,534,477,918	34,999,407,450
資産合計	41,534,477,918	34,999,407,450
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	311,239,185	286,175,908
未払解約金	131,751,398	25,228,582
未払受託者報酬	1,113,773	940,190
未払委託者報酬	25,988,059	21,937,740
その他未払費用	850,000	850,000
流動負債合計	470,942,415	335,132,420
負債合計	470,942,415	335,132,420
純資産の部		
元本等		
元本	^{1,2} 56,588,942,772	^{1,2} 52,031,983,284
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	³ 15,525,407,269	³ 17,367,708,254
(分配準備積立金)	3,089,387,875	2,821,942,047
元本等合計	41,063,535,503	34,664,275,030
純資産合計	41,063,535,503	34,664,275,030
負債純資産合計	41,534,477,918	34,999,407,450

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13特定期間 (自 平成21年11月13日 至 平成22年 5月12日)	第14特定期間 (自 平成22年 5月13日 至 平成22年11月12日)
営業収益		
受取配当金	1,565,476,328	1,361,306,508
受取利息	186,213	169,275
有価証券売買等損益	811,599,722	1,964,458,219
為替差損益	3,005,114,664	751,626,239
営業収益合計	627,852,401	1,354,608,675
営業費用		
受託者報酬	6,867,919	5,900,207
委託者報酬	160,251,271	137,671,510
その他費用	850,000	850,000
営業費用合計	167,969,190	144,421,717
営業利益又は営業損失（ ）	795,821,591	1,499,030,392
経常利益又は経常損失（ ）	795,821,591	1,499,030,392
当期純利益又は当期純損失（ ）	795,821,591	1,499,030,392
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	14,614,959	10,798,099
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	13,501,181,906	15,525,407,269
剰余金増加額又は欠損金減少額	867,957,673	1,535,812,528
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	867,957,673	1,535,812,528
剰余金減少額又は欠損金増加額	198,850,109	113,274,678
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	198,850,109	113,274,678
分配金	1,912,126,295	1,776,606,542
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	15,525,407,269	17,367,708,254

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第13特定期間 （自 平成21年11月13日 至 平成22年 5月12日）	第14特定期間 （自 平成22年 5月13日 至 平成22年11月12日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。	(1)投資信託受益証券 同左 (2)投資証券 同左
2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券及び投資証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。	同左
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	第13特定期間末 （平成22年 5月12日）	第14特定期間末 （平成22年11月12日）
1 期首元本額	59,368,828,727円	56,588,942,772円

期中追加設定元本額	819,281,911円	361,220,329円
期中一部解約元本額	3,599,167,866円	4,918,179,817円
2 特定期間末日における受益権の総数	56,588,942,772口	52,031,983,284口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は15,525,407,269円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は17,367,708,254円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13特定期間 (自 平成21年11月13日 至 平成22年 5月12日)	第14特定期間 (自 平成22年 5月13日 至 平成22年11月12日)
<p>1 分配金の計算過程 (平成21年11月13日から平成21年12月14日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(241,137,059円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,558,340,976円)及び分配準備積立金(3,251,074,053円)より分配対象収益は6,050,552,088円(1万口当たり1,027円)であり、うち323,966,835円(1万口当たり55円)を分配金額としております。</p> <p>(平成21年12月15日から平成22年1月12日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(268,478,540円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,469,662,016円)及び分配準備積立金(3,226,955,559円)より分配対象収益は5,965,096,115円(1万口当たり1,018円)であり、うち322,269,564円(1万口当たり55円)を分配金額としております。</p>	<p>1 分配金の計算過程 (平成22年5月13日から平成22年6月14日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額5,266,312,218円(1万口当たり945円)のうち306,325,532円(1万口当たり55円)を分配金額としております。</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 207,251,167円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 2,021,930,691円 D 分配準備積立金額 3,037,130,360円 E 当ファンドの分配対象収益額 5,266,312,218円 (A+B+C+D) F 当ファンドの期末残存受益権口数 55,695,551,308口 G 1万口当たり分配対象収益額 945円 (E / F × 10,000) H 1万口当たり分配金額 55円 I 分配金額 (F × H / 10,000) 306,325,532円</p> <p>(平成22年6月15日から平成22年7月12日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額5,105,929,185円(1万口当たり928円)のうち302,338,595円(1万口当たり55円)を分配金額としております。</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 210,467,853円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 1,900,541,710円 D 分配準備積立金額 2,994,919,622円 E 当ファンドの分配対象収益額 5,105,929,185円 (A+B+C+D) F 当ファンドの期末残存受益権口数 54,970,653,720口 G 1万口当たり分配対象収益額 928円 (E / F × 10,000) H 1万口当たり分配金額 55円</p>

(平成22年1月13日から平成22年2月12日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(229,540,193円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,414,018,742円)及び分配準備積立金(3,195,161,968円)より分配対象収益は5,838,720,903円(1万口当たり1,002円)であり、うち320,344,859円(1万口当たり55円)を分配金額としております。

(平成22年2月13日から平成22年3月12日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(252,334,376円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,315,560,660円)及び分配準備積立金(3,171,581,015円)より分配対象収益は5,739,476,051円(1万口当たり991円)であり、うち318,529,868円(1万口当たり55円)を分配金額としております。

(平成22年3月13日から平成22年4月12日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(252,735,574円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,234,619,751円)及び分配準備積立金(3,139,495,308円)より分配対象収益は5,626,850,633円(1万口当たり980円)であり、うち315,775,984円(1万口当たり55円)を分配金額としております。

I 分配金額(F × H / 10,000) 302,338,595円

(平成22年7月13日から平成22年8月12日までの計算期間)

計算期間末における分配対象収益額4,946,072,342円(1万口当たり911円)のうち298,558,012円(1万口当たり55円)を分配金額としております。

A 費用控除後の配当等収益額 202,522,974円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 1,789,469,250円
D 分配準備積立金額 2,954,080,118円
E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 4,946,072,342円
F 当ファンドの期末残存受益権口数 54,283,275,072口
G 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000) 911円
H 1万口当たり分配金額 55円
I 分配金額(F × H / 10,000) 298,558,012円

(平成22年8月13日から平成22年9月13日までの計算期間)

計算期間末における分配対象収益額4,769,538,393円(1万口当たり892円)のうち293,789,218円(1万口当たり55円)を分配金額としております。

A 費用控除後の配当等収益額 196,256,995円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 1,669,317,848円
D 分配準備積立金額 2,903,963,550円
E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 4,769,538,393円
F 当ファンドの期末残存受益権口数 53,416,221,610口
G 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000) 892円
H 1万口当たり分配金額 55円
I 分配金額(F × H / 10,000) 293,789,218円

(平成22年9月14日から平成22年10月12日までの計算期間)

計算期間末における分配対象収益額4,628,556,883円(1万口当たり879円)のうち289,419,277円(1万口当たり55円)を分配金額としております。

A 費用控除後の配当等収益額 219,378,951円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 1,551,809,702円
D 分配準備積立金額 2,857,368,230円
E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 4,628,556,883円
F 当ファンドの期末残存受益権口数 52,621,686,745口

<p>(平成22年4月13日から平成22年5月12日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(216,639,534円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,145,434,768円)及び分配準備積立金(3,089,370,813円)より分配対象収益は5,451,445,115円(1万口当たり963円)であり、うち311,239,185円(1万口当たり55円)を分配金額としております。</p>	<p>G 1万口当たり分配対象収益額 879円 (E / F × 10,000)</p> <p>H 1万口当たり分配金額 55円</p> <p>I 分配金額 (F × H / 10,000) 289,419,277円</p>
	<p>(平成22年10月13日から平成22年11月12日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における分配対象収益額4,486,807,021円(1万口当たり862円)のうち286,175,908円(1万口当たり55円)を分配金額としております。</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 196,219,678円</p> <p>B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円</p> <p>C 収益調整金額 1,468,652,366円</p> <p>D 分配準備積立金額 2,821,934,977円</p> <p>E 当ファンドの分配対象収益額 4,486,807,021円 (A+B+C+D)</p> <p>F 当ファンドの期末残存受益権口数 52,031,983,284口</p> <p>G 1万口当たり分配対象収益額 862円 (E / F × 10,000)</p> <p>H 1万口当たり分配金額 55円</p> <p>I 分配金額 (F × H / 10,000) 286,175,908円</p>

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

第13特定期間 (自平成21年11月13日 至平成22年5月12日)	第14特定期間 (自平成22年5月13日 至平成22年11月12日)
当特定期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。	

.金融商品の状況に関する事項

項目	第13特定期間 (自平成21年11月13日 至平成22年5月12日)	第14特定期間 (自平成22年5月13日 至平成22年11月12日)
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>保有する主な金融商品は、投資信託受益証券及び投資証券であります。これらは売買目的で保有しております。</p> <p>当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。</p> <p>当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取りまたは支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。</p> <p>一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。当ファンドは、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的に運用委員会に報告しております。</p> <p>デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。</p>	<p>リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。</p> <p>デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。</p>

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	--	----

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第13特定期間末 (平成22年 5月12日)	第14特定期間末 (平成22年11月12日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第13特定期間末 (平成22年 5月12日)	第14特定期間末 (平成22年11月12日)
	当特定期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当特定期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	32,248,448	234,504,941
投資証券	265,889,991	186,698,608
合計	233,641,543	421,203,549

（デリバティブ取引等に関する注記）

第13特定期間末（平成22年5月12日）

該当事項はありません。

第14特定期間末（平成22年11月12日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第13特定期間（自 平成21年11月13日 至 平成22年5月12日）

該当事項はありません。

第14特定期間（自 平成22年5月13日 至 平成22年11月12日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第13特定期間末 （平成22年 5月12日）	第14特定期間末 （平成22年11月12日）
1口当たり純資産額	0.7256円	0.6662円
（1万口当たり純資産額）	（7,256円）	（6,662円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	ドイチェ・米国投資適格社債ファンド (適格機関投資家専用)	26,648,288,739	17,204,135,209	
		小計	26,648,288,739	17,204,135,209	
		投資信託受益証券 合計			17,204,135,209
投資証券	ユーロ	Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファン ド 毎月分配クラス	167,359	14,422,998.62	
		Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ ボンド・ファンド 毎月分配クラス	1,496,109	136,325,452.08	
	小計	小計	1,663,468	150,748,450.70 (16,965,230,641)	
		投資証券 合計		16,965,230,641 (16,965,230,641)	
合計				34,169,365,850 (16,965,230,641)	

（有価証券明細表注記）

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年12月末日現在

資産総額	31,864,174,609円
負債総額	65,287,625円
純資産総額（ - ）	31,798,886,984円
発行済口数	50,694,115,042口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6273円
（1万口当たり純資産額）	（6,273円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡制限の内容

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行

われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

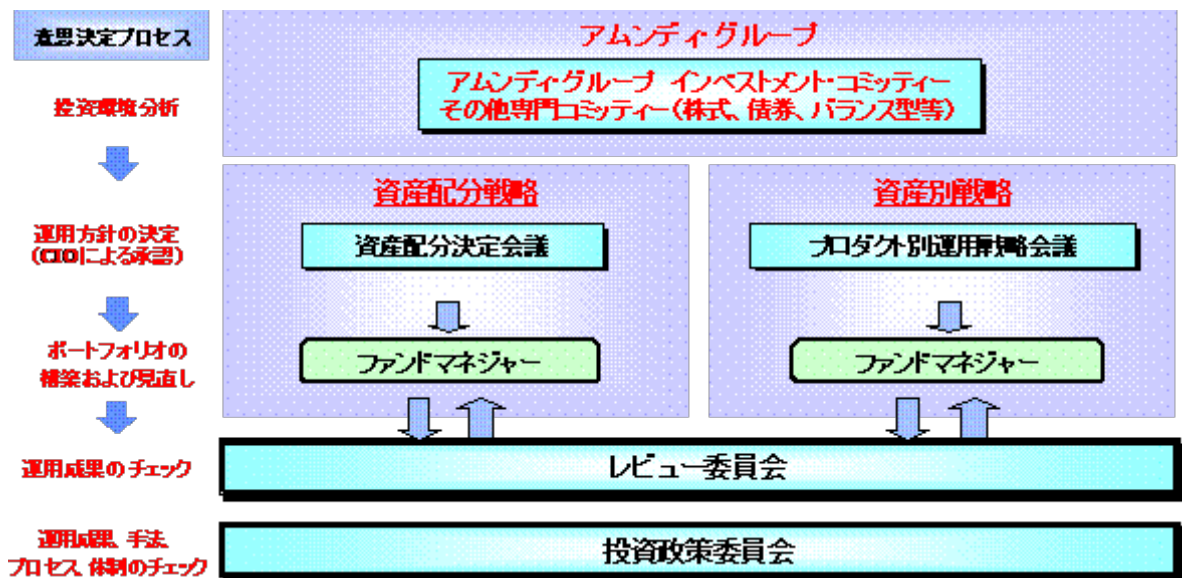
直近5年間における主な資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

営業の概況

平成22年12月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	130	389,372
単位型公社債投資信託	3	3,839
追加型株式投資信託	125	1,196,339
追加型公社債投資信託	1	20,018
合計	259	1,609,568

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、第28期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第29期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成しております。

(2) 財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けており、第29期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

また、第30期事業年度に係る中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による中間監査を受けております。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は、平成22年7月1日をもって、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社に変更しました。

当社の財務諸表に引き続き、合併消滅会社であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の第24期事業年度及び第25期事業年度の財務諸表を参考情報として添付しております。

(1)【貸借対照表】

期 別	第28期 (平成21年3月31日現在)			第29期 (平成22年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
科 目	千円	千円	%	千円	千円	%
(資産の部)						
流動資産						
1 現金・預金		3,156,430			3,573,505	
2 有価証券		304,050			1,304,815	
3 関係会社短期貸付金 *1		-			850,000	
4 前払費用		73,159			46,715	
5 未収還付法人税等		220,066			-	
6 未収入金		21,409			-	
7 未収委託者報酬 *1		361,039			806,446	
8 未収運用受託報酬 *1		520,720			739,788	
9 未収投資助言報酬 *1		32,635			50,560	
10 繰延税金資産		48,000			-	
11 立替金		18,097			37,211	
12 差入保証金		-			219,207	
13 その他 *1		5,088			8,268	
14 貸倒引当金		4			-	
流動資産計		4,760,688	69.2		7,636,513	93.3
固定資産						
1 有形固定資産						
(1)建物 *2	97,726			2,185		
(2)器具備品 *2	132,384			52,785		
有形固定資産計		230,109	3.3		54,969	0.7
2 無形固定資産						
(1)ソフトウェア	13,317			11,690		
(2)電話加入権	2,219			2,219		
無形固定資産計		15,536	0.2		13,909	0.2
3 投資その他の資産						
(1)投資有価証券	618,262			312,532		
(2)関係会社株式	168,117			162,693		
(3)関係会社長期貸付金 *1	850,000			-		
(4)長期未収入金	9,000			8,000		
(5)長期差入保証金	230,137			4,930		
(6)ゴルフ会員権	5,440			60		
(7)繰延税金資産	1,000			-		
(8)貸倒引当金	12,640			8,000		
投資その他の資産計		1,869,316	27.2		480,216	5.9
固定資産計		2,114,962	30.8		549,094	6.7
資産合計		6,875,650	100.0		8,185,607	100.0

期 別	第28期 (平成21年3月31日現在)			第29期 (平成22年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
科 目	千円	千円	%	千円	千円	%
(負債の部)						
流動負債						
1 リース債務		11,731			6,242	
2 預り金 *1		180,159			128,289	
3 未払金						
(1)未払償還金	14,564			14,564		
(2)未払手数料 *1	219,436			445,389		
(3)その他未払金 *1	23,057	257,057		359,883	819,836	
4 未払費用 *1		161,982			190,445	
5 未払法人税等		-			224,022	
6 未払消費税等		9,336			42,047	
7 前受収益		167			167	
8 賞与引当金		87,177			65,000	
9 役員賞与引当金		15,578			18,000	
10 統合関連費用引当金		-			368,000	
11 その他		7,387			7,568	
流動負債計		730,574	10.6		1,869,617	22.8
固定負債						
1 リース債務		9,733			3,532	
2 賞与引当金		3,293			-	
3 役員賞与引当金		3,417			-	
固定負債計		16,444	0.2		3,532	0.0
負債合計		747,018	10.9		1,873,149	22.9
(純資産の部)						
株主資本						
1 資本金		1,200,000	17.5		1,200,000	14.7
2 資本剰余金						
(1)資本準備金	1,076,268			1,076,268		
資本剰余金計		1,076,268	15.7		1,076,268	13.1
3 利益剰余金						
(1)利益準備金	110,093			110,093		
(2)その他利益剰余金						
別途積立金	1,600,000			1,600,000		
繰越利益剰余金	2,143,031			2,327,410		
利益剰余金計		3,853,124	56.0		4,037,503	49.3
株主資本計		6,129,392	89.1		6,313,771	77.1
評価・換算差額等						
1 その他有価証券評価差額金		761	0.0		1,313	0.0
評価・換算差額等計		761	0.0		1,313	0.0
純資産合計		6,128,631	89.1		6,312,459	77.1
負債・純資産合計		6,875,650	100.0		8,185,607	100.0

(2)【損益計算書】

期 別	第28期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)			第29期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		
	金 額		百分比	金 額		百分比
科 目	千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益						
1 委託者報酬	2,690,051			2,824,507		
2 運用受託報酬	2,180,523			2,081,219		
3 投資助言報酬	235,867	5,106,441	100.0	116,617	5,022,343	100.0
営業費用						
1 支払手数料	1,343,455			1,435,977		
2 広告宣伝費	37,759			12,553		
3 公告費	5,544			3,942		
4 調査費						
(1)調査費	376,693			399,056		
(2)委託調査費	174,969			116,736		
5 営業雑経費						
(1)通信費	10,684			8,381		
(2)印刷費	104,833			75,346		
(3)協会費	8,675	2,062,613	40.4	8,142	2,060,134	41.0
一般管理費						
1 給料						
(1)役員報酬	131,505			109,283		
(2)給料・手当	1,598,540			1,542,436		
(3)賞与	210,561			159,280		
(4)役員賞与	1,100			6,216		
2 交際費	5,715			4,724		
3 旅費交通費	56,113			27,346		
4 租税公課	27,672			39,820		
5 不動産賃借料	219,017			241,861		
6 賞与引当金繰入	82,633			65,000		
7 役員賞与引当金繰入	12,161			14,764		
8 退職給付費用	45,921			71,285		
9 固定資産減価償却費	37,872			35,169		
10 福利厚生費	236,020			233,485		
11 諸経費	160,828	2,825,660	55.3	113,206	2,663,874	53.0
営業利益		218,168	4.3		298,335	5.9
営業外収益						
1 受取配当金 *1	30			1,001,109		
2 有価証券利息	19,324			14,705		
3 受取利息 *1	14,801			18,095		
4 ゴルフ会員権売却益	107			-		
5 有価証券売却益	-			374		
6 投資信託監査報酬差益	28,560			292		

7	法人税等還付加算金	-			6,464		
8	雑収入	2,378	65,199	1.3	6,277	1,047,316	20.9
営業外費用							
1	支払利息	53			43		
2	為替差損	36,422			7,892		
3	有価証券売却損	4,839			5,730		
4	ゴルフ会員権売却損	271			-		
5	雑損失	52	41,637	0.8	698	14,362	0.3
	経常利益		241,731	4.7		1,331,288	26.5
特別利益							
1	集団訴訟和解金 *2	4,592			6,809		
2	逸失利益補償損失引当金戻入益	17,932			-		
3	過年度償却債権取立益	5,169			-		
4	投資有価証券売却益	-			2,794		
5	分配金償還金時効益	7,729	35,422	0.7	-	9,603	0.2
特別損失							
1	器具備品除却損	26			-		
2	関係会社株式評価損 *3	-			5,424		
3	減損損失 *4	-			155,202		
4	統合関連費用引当金繰入	-	26	0.0	368,000	528,626	10.5
	税引前当期純利益		277,127	5.4		812,266	16.2
	法人税、住民税及び事業税 *1	20,953			574,992		
	法人税、住民税及び事業税還付税額	52,965			-		
	法人税、住民税及び事業税追徴税額	2,314			-		
	過年度法人税等	-			4,417		
	法人税等調整額	88,885	59,187	1.2	48,478	627,887	12.5
	当期純利益		217,940	4.3		184,379	3.7

(3)【株主資本等変動計算書】

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	1,925,091
	当期変動額 当期純利益	217,940
	当期末残高	2,143,031
利益剰余金合計	前期末残高	3,635,184
	当期変動額	217,940
	当期末残高	3,853,124
株主資本合計	前期末残高	5,911,452
	当期変動額	217,940
	当期末残高	6,129,392
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	1,987
	当期変動額（純額）	2,747
	当期末残高	761
純資産合計	前期末残高	5,913,439
	当期変動額	215,193
	当期末残高	6,128,631

第29期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	2,143,031
	当期変動額 当期純利益	184,379
	当期末残高	2,327,410
利益剰余金合計	前期末残高	3,853,124
	当期変動額	184,379
	当期末残高	4,037,503
株主資本合計	前期末残高	6,129,392
	当期変動額	184,379
	当期末残高	6,313,771
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	761
	当期変動額（純額）	552
	当期末残高	1,313
純資産合計	前期末残高	6,128,631
	当期変動額	183,827
	当期末残高	6,312,459

重要な会計方針

	第28期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日)	第29期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	(1) 有価証券 子会社株式 同 左 その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年～24年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同 左 (2) 無形固定資産 同 左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同 左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金

	<p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該役員賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p> <p>—————</p>	<p>同 左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>—————</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>—————</p> <p>(4) 統合関連費用引当金 将来のクレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社との合併及び事務所移転等に備えるため、将来発生すると認められる統合関連費用を合理的に見積もり計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p> <p>—————</p>	<p>(1) 消費税等 同 左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 当事業年度から、S G A M ノースパシフィック株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。</p>

会計方針の変更

<p>第28期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日)</p>	<p>第29期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31 日)</p>
---	---

<p>当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。</p> <p>なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>	_____
--	-------

[次へ](#)

注記事項

（貸借対照表関係）

第28期 （平成21年3月31日現在）	第29期 （平成22年3月31日現在）																																		
<p>*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。</p> <table> <tr><td>未収委託者報酬</td><td>45,346千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>33,616千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>11,812千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,636千円</td></tr> <tr><td>関係会社長期貸付金</td><td>850,000千円</td></tr> <tr><td>預り金</td><td>898千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td>7,579千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td>5,254千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>11,248千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	45,346千円	未収運用受託報酬	33,616千円	未収投資助言報酬	11,812千円	その他	3,636千円	関係会社長期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	7,579千円	その他未払金	5,254千円	未払費用	11,248千円	<p>*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。</p> <table> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>11,412千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>949千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,636千円</td></tr> <tr><td>関係会社短期貸付金</td><td>850,000千円</td></tr> <tr><td>預り金</td><td>898千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td>16,782千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>10,849千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td>352,967千円</td></tr> </table> <p>その他未払金は連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>	未収運用受託報酬	11,412千円	未収投資助言報酬	949千円	その他	3,636千円	関係会社短期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	16,782千円	未払費用	10,849千円	その他未払金	352,967千円
未収委託者報酬	45,346千円																																		
未収運用受託報酬	33,616千円																																		
未収投資助言報酬	11,812千円																																		
その他	3,636千円																																		
関係会社長期貸付金	850,000千円																																		
預り金	898千円																																		
未払手数料	7,579千円																																		
その他未払金	5,254千円																																		
未払費用	11,248千円																																		
未収運用受託報酬	11,412千円																																		
未収投資助言報酬	949千円																																		
その他	3,636千円																																		
関係会社短期貸付金	850,000千円																																		
預り金	898千円																																		
未払手数料	16,782千円																																		
未払費用	10,849千円																																		
その他未払金	352,967千円																																		
<p>*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table> <tr><td>建物</td><td>66,636千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>57,790千円</td></tr> </table>	建物	66,636千円	器具備品	57,790千円	<p>*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table> <tr><td>建物</td><td>75,375千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>71,847千円</td></tr> </table>	建物	75,375千円	器具備品	71,847千円																										
建物	66,636千円																																		
器具備品	57,790千円																																		
建物	75,375千円																																		
器具備品	71,847千円																																		
<p>3. 金融機関に25,000千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。</p>	<p>——</p>																																		

（損益計算書関係）

第28期 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日）	第29期 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31 日）								
<p>*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。</p> <table> <tr><td>受取利息</td><td>14,758千円</td></tr> </table>	受取利息	14,758千円	<p>*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。</p> <table> <tr><td>受取利息</td><td>14,758千円</td></tr> <tr><td>受取配当金</td><td>1,001,079千円</td></tr> <tr><td>法人税、住民税及び事業税</td><td>360,805千円</td></tr> </table> <p>法人税、住民税及び事業税は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>	受取利息	14,758千円	受取配当金	1,001,079千円	法人税、住民税及び事業税	360,805千円
受取利息	14,758千円								
受取利息	14,758千円								
受取配当金	1,001,079千円								
法人税、住民税及び事業税	360,805千円								
<p>*2. 特別利益に含まれる集団訴訟和解金 集団訴訟和解金は、すでに償還済みのSGY外国株式マザーファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。</p>	<p>*2. 特別利益に含まれる集団訴訟和解金 集団訴訟和解金は、すでに償還済みの複数のファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。</p>								
	<p>*3. 特別損失に含まれる関係会社株式評価損</p>								

	<p>関係会社株式評価損は、当社の100%子会社であるデラウェア社について実質価額まで減損処理したものであります。</p>															
	<p>*4 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本社</td> <td rowspan="2">処分予定資産</td> <td>器具備品（絵画）</td> </tr> <tr> <td>建 物</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。</p> <p>今般、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併のために本社を移転することとなり、当初の予定より早期に資産を除却又は売却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。</p> <p>器具備品（絵画）は従来より、会議室、エントランスホール等に装飾用として展示されておりましたが、将来において予定される移転に伴い展示場所の確保が困難となったため、売却を検討しております。その一環として鑑定業者4社に鑑定を依頼し、その結果、上記絵画の時価が著しく下落していることが判明したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。当該回収可能価額は正味売却価額により測定しており、上記器具備品（絵画）については4社の鑑定評価額のうち最も低い評価額により評価しております。</p> <p>建物については、処分予定時における残存帳簿価額の金額を期末帳簿価額から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">（減損損失の金額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">86,802千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品（絵画）</td> <td style="text-align: right;">68,399千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">155,202千円</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	本社	処分予定資産	器具備品（絵画）	建 物	（減損損失の金額）		建物	86,802千円	器具備品（絵画）	68,399千円	合計	155,202千円
場所	用途	種類														
本社	処分予定資産	器具備品（絵画）														
		建 物														
（減損損失の金額）																
建物	86,802千円															
器具備品（絵画）	68,399千円															
合計	155,202千円															

（株主資本等変動計算書関係）

<p>第28期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）</p>
1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

第29期

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成22年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

配当金の総額 480百万円

1株当たり配当額 200円

基準日 平成22年3月31日

効力発生日 平成22年7月1日

なお配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(リース取引関係)

第28期 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31 日)	第29期 (自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31 日)
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 (2) リース資産の減価償却方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 同 左 (2) リース資産の減価償却方法 同 左

(金融商品に関する注記)

第29期

(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬並びに関係会社短期貸付金は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。

未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

また当社は親会社であるSGAMノースパシフィック株式会社に対し貸付を行っており、信用リスクについては同社の財務状況等を定期的に把握し、管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金・預金	3,573,505	3,573,505	-
(2) 関係会社短期貸付金	850,000	850,000	-
(3) 未収委託者報酬	806,446	806,446	-
(4) 未収運用受託報酬	739,788	739,788	-
(5) 有価証券及び投資有価証券	1,617,348	1,617,348	-
(6) 未払手数料	(445,389)	(445,389)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 関係会社短期貸付金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、並びに(6) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表額（千円）
関係会社株式	162,693千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,573,505	-	-	-
関係会社短期貸付金	850,000	-	-	-
未収委託者報酬	806,446	-	-	-
未収運用受託報酬	739,788	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち 満期のあるもの（国債）	300,000	300,000	-	-
合計	6,269,739	300,000	-	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日改正）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券関係)

第28期

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計 上額(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	611,835	614,400	2,565
	(3) その他	-	-	-
	小計	611,835	614,400	2,565
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	305,730	304,050	1,680
	(3) その他	6,000	3,832	2,168
	小計	311,730	307,882	3,848
合計		923,565	922,282	1,283

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
国債	300,000	-	4,839
投資信託	1,100	14	-

3. 時価評価されていない主な有価証券の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (千円)
(1)子会社株式 子会社株式	168,117
(2)その他有価証券 非上場株式	30

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年 以内(千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	304,050	614,400	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	-	-	-	-
合計	304,050	614,400	-	-

第29期

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 子会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額162,693千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計 上額(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	305,685	308,040	2,355
	(3) その他	-	-	-
	小計	305,685	308,040	2,355
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	306,150	303,990	2,160
	(3) その他(注)	1,006,825	1,005,318	1,508
	小計	1,312,975	1,309,308	3,668
合計		1,618,660	1,617,348	1,313

(注)投資信託受益証券であります。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	404	374	-
国債	300,000	-	5,730
投資信託	96,794	2,794	-

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、子会社株式について、5,424千円の減損処理を行なっております。

(デリバティブ取引関係)

第28期
(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第29期
(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[次へ](#)

（関連当事者情報）

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

（1）当社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 （被所有） 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 （千円）	科目	期末 残高 （千円）
親会社	ソシエテ ジェネラル アセットマネジメント	フランス パリ市	323百万 ユーロ	投資 顧問業	（被所有） 間接100%	事業の統括及び管理 役員の兼任	運用受託報酬 *1	74,054	未収運用 受託報酬	21,642
							投資助言報酬 *1	120,419	未収投資 助言報酬	9,131
親会社	SGAM ノースパシフィック 株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券の 保有	（被所有） 直接100%	持株会社 役員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付 金	850,000
							利息の受取 *2	14,758	未収利息	3,636

（注）

- ソシエテ ジェネラル アセットマネジメントは、SGAM ノースパシフィック株式会社の議決権を99.2%直接所有しております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
*1 運用受託報酬及び投資助言報酬については、当該各契約に基いて決定しております。
*2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

（2）当社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 （被所有） 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 （千円）	科目	期末 残高 （千円）
同一の 親会社 を持つ 会社	ソシエテジェネラルアセ ットマネジメント オルタナ ティブ インベストメント	フランス パリ市	82,035 千ユーロ	投資 顧問業	なし	運用再委託	支払投信手数料 *1	14,415	未払手数 料	10,284
						運用再委託	支払投資顧問料 *1	53,448	未払投資 顧問料	993
						業務補助	経費の立替 *2	23,799	立替金	-
同一の 親会社 を持つ 会社	ソシエテ ジェネラル バ ンク アンド トラスト ル クセンブルグ	ルクセン ブル ルクセン ブルグ市	1,179 百万ユー ロ	銀行業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	71,659	未収運用 受託報酬	344
同一の 親会社 を持つ 会社	ソシエテ ジェネラル ア セット マネジメント ル クセンブルグ	ルクセン ブル ルクセン ブルグ市	5,000 千ユーロ	投資 顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	44,531	未収運用 受託報酬	7,315

(注)

- ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメント及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグは、ソシエテジェネラルアセットマネジメントの子会社であり、ソシエテジェネラルバンク アンド トラスト ルクセンブルグはソシエテジェネラル（ソシエテジェネラルアセットマネジメントの親会社）の子会社です。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - 運用受託報酬、支払投資顧問料及び支払投信手数料については、当該各契約に基づいて決定しております。
 - 経費の立替は、契約に基づいて当社が当該同一の親会社を持つ会社のために行っている支払であり、人件費及び経費の実額であります。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

ソシエテジェネラルアセットマネジメント（非上場）
SGAM ノースパシフィック株式会社（非上場）

第29期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	SGAM ノースパシフィック株式会社	東京都中央区	3,150 百万円	有価証券の 保有	(被所有) 直接100%	兼任 1人	持株会社	資金の貸付 *1	-	関係会社 短期貸付 金	850,000
								利息の受取 *1	14,748	未収収益	3,636
								連結法人税の 支払	360,805	その他 未払金	352,967

(注)

1. 親会社の異動

前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、同社が所有しておりましたSGAM ノースパシフィック株式会社の株式を、平成21年12月31日付で、すべてアムンディ エス アーに譲渡いたしました。したがって、同日以降アムンディ エス アーが当社の親会社となりました。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務を、当社の兄弟会社であるソシエテジェネラルジェスチョン エス アーに移管しております。したがって、前事業年度において「1. 当社の親会社及び法人主要株主等」で開示をしていたソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーとの取引は、当事業年度においては「2. 当社と同一の親会社を持つ会社」のソシエテジェネラルジェスチョン エス アーとの取引において注記開示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 当社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				

親会社 の子会 社	ソシエテジェネラル ジェスチョン エス アー	フランス パリ市	567,034 千ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	58,933	未収運用 受託報酬	23,615
							運用助言	投資助言報酬 *1	54,503	未収投資 助言報酬	40,873
							運用再委託	委託者報酬 *1	198,158	未収委託 者報酬	136,620
親会社 の子会 社	ソシエテ ジェネラル アセッ ト マネジメント ルクセンブ ルグ エス アー	ルクセンブ ルグ ルクセンブ ルグ市	5,000 千ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	39,155	未収運用 受託報酬	2,190

(注)

- ソシエテジェネラルジェスチョン エス アー及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグ エス アーは、平成21年12月31日以降、当社の親会社でありますアムンディ エス アーの子会社であります。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務をソシエテジェネラルジェスチョン エス アーに移管しております。したがって、上表のソシエテジェネラルジェスチョン エス アーとの取引は、平成21年4月1日から平成21年12月31日の親会社としてのソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーとの取引（運用受託報酬52,146千円、投資助言報酬41,035千円、委託者報酬 157,636千円）を含めて開示しております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
*1 運用受託報酬、投資助言報酬、及び委託者報酬については、当該各契約に基づいて決定しております。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

S G A M ノースパシフィック株式会社（非上場）

アムンディ エス アー（非上場）

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第28期 (平成21年3月31日現在)	第29期 (平成22年3月31日現在)
	千円	千円
繰延税金資産		
子会社株式に係る株式配当認定益	17,208	17,208
賞与引当金等損金算入限度超過額	53,885	40,333
貸倒引当金損金算入限度超過額	5,145	3,255
未払事業税等否認額	11,623	55,885
ゴルフ会員権評価損否認額	7,430	8,927
その他有価証券評価差額金	522	485
統合関連費用引当金繰入否認額	-	149,739
関係会社株式に係る評価損否認額	-	2,207
固定資産減損損失否認額	-	63,152
未払費用否認額	-	16,228
繰延税金資産小計	95,812	357,420
評価性引当額	29,556	357,420
繰延税金資産合計	66,257	-
繰延税金負債		
事業税還付未収金	17,257	-
繰延税金資産の純額	49,000	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第28期 (平成21年3月31日現在)	第29期 (平成22年3月31日現在)
法定実効税率	40.69%	40.69%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.02%	8.46%
住民税均等割	0.83%	0.28%
評価性引当額	7.95%	40.36%
過年度法人税等還付額	19.11%	-
過年度法人税等追徴額	0.84%	-
過年度法人税等	-	0.54%
税額控除額	1.41%	12.95%
その他	0.55%	0.08%

税効果会計適用後の法人税等の負担率

21.36%

77.30%

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の額

(単位：千円)

	第28期 (平成21年3月31日現在)	第29期 (平成22年3月31日現在)
退職給付費用*1	1,333	20,900
その他*2	44,588	50,386
合計	45,921	71,285

*1退職給付費用は、退職金支払額であります。

*2 その他は、確定拠出型年金への掛金支払額であります。

(1株当たり情報)

第28期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		第29期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,553.60円	1株当たり純資産額	2,630.19円
1株当たり当期純利益金額	90.81円	1株当たり当期純利益金額	76.82円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。</p>	
当期純利益	217,940千円	当期純利益	184,379千円
普通株式に係る当期純利益	217,940千円	普通株式に係る当期純利益	184,379千円
期中平均株式数	2,400千株	期中平均株式数	2,400千株

(重要な後発事象)

第28期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
該当事項はありません。

第29期

(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(企業結合等関係)

当社は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社（以下「CAAMJ」という）と平成22年4月30日に合併契約書を締結し、平成22年5月20日開催の臨時株主総会において同契約書の承認を得ました。

合併の理由：

両社の親会社（最終株主）の統合に伴うもの

合併の概要：

合併する相手先の名称：CAAMJ

合併の方法：当社を存続会社とし、CAAMJは解散する。

合併後の会社の名称：アムンディ・ジャパン株式会社と称する。

合併に際して発行する株式：本合併は、無対価とし、当社は、合併に際して株式を発行しない。
資本金及び準備金等：本合併は、無対価であるため、合併により当社の資本金、資本準備金は増加せず、資本金・資本準備金以外の株主資本については会社計算規則に従う。

効力発生日：合併の効力発生日は、平成22年7月1日とする。

財産の引継ぎ：CAAMJは、平成22年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに合併の効力発生日前日までの増減を加除した一切の財産、負債及び権利義務を合併の効力発生日において当社に引継ぐ。

合併交付金：当社は、合併の効力発生日現在のCAAMJの株主名簿に記載された株主に対して、合併交付金は支払わない。

[次へ](#)

（参考情報）

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の経理状況

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

また、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1)貸借対照表

	(単位：千円)	
	第24期 (平成21年3月31日)	第25期 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	626,501	1,391,318
前払費用	661,779	539,396
未収入金	17,590	19,701
未収委託者報酬	390,561	694,263
未収収益	*1 74,644	*1 66,270
繰延税金資産	372,728	555,962
立替金	29,494	28,307
未収還付法人税等	132,022	945
未収消費税等	45,403	-
その他	99	132
流動資産合計	2,350,826	3,296,298
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備（純額）	*2 73,647	*2 59,837
器具備品（純額）	*2 94,832	*2 72,213
リース資産（純額）	*2 4,732	*2 3,753
有形固定資産合計	173,212	135,804
無形固定資産		
ソフトウェア	9,871	6,102
電話加入権	584	584
無形固定資産合計	10,455	6,687
投資その他の資産		
投資有価証券	19,036	11,041
長期差入保証金	248,007	181,948
長期前払費用	2,142	1,190
関係会社株式	10,000	-
繰延税金資産	586,032	-
投資その他の資産合計	865,218	194,179
固定資産合計	1,048,887	336,670
資産合計	3,399,713	3,632,969
負債の部		
流動負債		
リース債務	979	979
預り金	23,335	78,111
未払金	244,327	426,947
未払手数料	196,354	355,815
その他未払金	47,972	71,131

未払費用	214,655	272,678
未払法人税等	14,049	5,381
未払消費税等	-	25,477
前受収益	2,482,840	1,986,670
賞与引当金	31,450	44,412
役員賞与引当金	5,550	7,837
流動負債合計	3,017,187	2,848,496
固定負債		
リース債務	3,753	2,774
退職給付引当金	38,734	35,184
固定負債合計	42,488	37,958
負債合計	3,059,675	2,886,455
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金	395,012	1,042,566
資本剰余金合計	395,012	1,042,566
利益剰余金		
その他利益剰余金	352,446	596,551
繰越利益剰余金	352,446	596,551
利益剰余金合計	352,446	596,551
株主資本合計	342,566	746,015
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,528	498
評価・換算差額等合計	2,528	498
純資産合計	340,037	746,514
負債純資産合計	3,399,713	3,632,969

(2)損益計算書

（単位：千円）

	第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第25期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	5,212,553	5,501,658
運用受託報酬	39,280	66,020
その他営業収益	322,292	239,738
営業収益合計	5,574,127	5,807,418
営業費用		
支払手数料	2,898,032	2,828,590
広告宣伝費	207,568	108,874
調査費	459,384	545,353
調査費	56,841	43,374
委託調査費	402,543	501,978
委託計算費	67,429	65,377
営業雑経費	526,385	397,290
通信費	291,586	190,936
保険料	5,458	4,334
印刷費	222,420	194,683
諸会費	6,919	7,335
営業費用合計	4,158,801	3,945,486
一般管理費		
給料	1,275,547	1,359,464
役員報酬	162,190	168,429
給料・手当	971,558	977,109
役員賞与	41,389	34,454
賞与	100,408	179,471
福利厚生費	191,728	182,419
退職給付費用	75,106	70,457
交際費	9,914	5,662
旅費交通費	39,269	33,323
不動産賃借料	215,350	214,021
修繕費	12,617	28,892
固定資産減価償却費	37,874	54,040
消耗器具備品費	49,031	18,892
専門家報酬	32,554	22,327
諸経費	52,741	49,844
一般管理費合計	1,991,735	2,039,345
営業損失（ ）	576,409	177,413
営業外収益		
受取利息	*1 1,700	9

雑収入	4,937	11,807
営業外収益合計	6,637	11,816
営業外費用		
為替差損	3,362	2,029
投資有価証券売却損	8,152	1,474
営業外費用合計	11,514	3,503
経常損失（ ）	581,286	169,099
特別損失		
固定資産除却損	1,062	1,090
前期損益修正	-	*1 24,134
違約金損失	*2 27,867	-
特別損失合計	28,929	25,224
税引前当期純損失（ ）	610,215	194,324
法人税、住民税及び事業税	272	2,291
法人税等追徴税額	12,092	-
法人税等調整額	176,809	399,935
法人税等合計	189,174	402,227
当期純損失（ ）	799,390	596,551

(3)株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第25期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	300,000	300,000
当期変動額		
新株の発行	-	500,000
資本金から準備金への振替	-	500,000
当期変動額合計	-	-
当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
新株の発行	-	500,000
資本金から準備金への振替	-	500,000
準備金から剰余金への振替	-	352,446
当期変動額合計	-	647,553
当期末残高	395,012	1,042,566
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
準備金から剰余金への振替	-	352,446
欠損填補	-	352,446
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
資本剰余金合計		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
新株の発行	-	500,000
資本金から準備金への振替	-	500,000
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	352,446
当期変動額合計	-	647,553
当期末残高	395,012	1,042,566
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	446,944	352,446
当期変動額		

欠損填補	-	352,446
当期純損失（ ）	799,390	596,551
当期変動額合計	799,390	244,105
当期末残高	352,446	596,551
利益剰余金合計		
前期末残高	446,944	352,446
当期変動額		
欠損填補	-	352,446
当期純損失（ ）	799,390	596,551
当期変動額合計	799,390	244,105
当期末残高	352,446	596,551
株主資本合計		
前期末残高	1,141,957	342,566
当期変動額		
新株の発行	-	1,000,000
資本金から準備金への振替	-	-
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	-
当期純損失（ ）	799,390	596,551
当期変動額合計	799,390	403,448
当期末残高	342,566	746,015
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	3,675	2,528
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	1,146	3,027
当期変動額合計	1,146	3,027
当期末残高	2,528	498
評価・換算差額等合計		
前期末残高	3,675	2,528
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	1,146	3,027
当期変動額合計	1,146	3,027
当期末残高	2,528	498
純資産合計		
前期末残高	1,138,281	340,037
当期変動額		
新株の発行	-	1,000,000
資本金から準備金への振替	-	-
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	-

当期純損失 ()	799,390	596,551
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,146	3,027
当期変動額合計	798,243	406,476
当期末残高	340,037	746,514

重要な会計方針

項目	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）	(1) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。</p> <p>(3) リース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。 なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。 なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
------------------------	--	---

<p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p>	<p>(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p>
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理方法の変更

第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響額は軽微であります。</p>	-

表示方法の変更

第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。</p>	-

注記事項

（貸借対照表関係）

第24期 （平成21年3月31日）	第25期 （平成22年3月31日）
<p>*1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは以下のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">未収収益 53,765千円</p>	<p>*1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは以下のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">未収収益 19,874千円</p>
<p>*2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">建物付属設備 13,594千円</p> <p style="text-align: right;">器具備品 38,053千円</p> <p style="text-align: right;">リース資産 163千円</p>	<p>*2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">建物付属設備 31,104千円</p> <p style="text-align: right;">器具備品 67,876千円</p> <p style="text-align: right;">リース資産 1,142千円</p>

（損益計算書関係）

第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
*1 関係会社との取引 営業外収益 受取利息 1,671千円 *2 違約金損失27,867千円は、貸室申込書の撤回にかかる違約金です。	*1 前期損益修正24,134千円は、グループ会社の決算調整により発生した過年度の通信費です。

（株主資本等変動計算書関係）

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	23,200	-	-	23,200
合計	23,200	-	-	23,200

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	445,370	19,197円02銭	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

前期において未払となっていた配当金を支払ったものであります。

(2) 株主が受取の権利を放棄した配当金

当社の100%株主であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーは、平成20年6月26日開催の定時株主総会において決議された剰余金の配当313,000千円を受取の権利を平成21年1月5日に放棄いたしました。なお、配当金の支払いがなかったことから、株主資本等変動計算書上は、配当金の支払いと放棄による戻し入れを相殺処理しております。

(3) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式(注)	23,200	20,000	-	43,200
合計	23,200	20,000	-	43,200

（注）普通株式の発行済株式総数の増加20,000株は、平成21年6月30日の株主割当による新株の発行による増加であります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第24期	第25期
(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引
(1) リース資産の内容
有形固定資産
主として、投資顧問事業における事務用機器（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	千円 6,888	千円 1,836	千円 5,051

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内 1,377千円

1年超 3,673千円

合計 5,051千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

1. ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引
(1) リース資産の内容
同左
(2) リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	千円 6,888	千円 3,214	千円 3,673

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内 1,377千円

1年超 2,296千円

合計 3,673千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

<p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,377千円 減価償却相当額 1,377千円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法によっております。</p>	<p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,377千円 減価償却相当額 1,377千円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>
---	--

[次へ](#)

（金融商品関係）

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、投資一任契約及び投資信託委託業務に係る投資運用業、投資顧問業、他の事業者の投資顧問契約及び投資一任契約の締結の代理又は媒介、自社の設定した投資信託受益権の募集、私募等にかかる第二種金融商品取引業、関係会社の行う投資助言業・投資運用業等の委託代行業務、有価証券に関連する情報の提供又は助言などを行っております。

これらの事業運営上で必要な資金は主に自己資金によって行っており、資金運用につきましては、短期的な預金によるものであります。

デリバティブ取引につきましては、行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する投資有価証券は、事業推進目的で保有しております。これらはそれぞれ金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

未収委託者報酬、未収収益の回収までの期間はおおむね短期であり、これらのリスクは非常に低いものであります。長期差入保証金は、オフィスなどの賃貸借契約に基づく敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。これらは、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規定を設けております。有価証券を含む投資商品の売買については、シードマネーガイドライン及びリスク管理基本規定に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	1,391,318	1,391,318	-
(2) 未収委託者報酬	694,263	694,263	-
(3) 未収収益	66,270	66,270	-

(4) 投資有価証券	11,041	11,041	-
(5) 長期差入保証金	181,948	122,223	59,724
資産計	2,344,841	2,285,117	59,724
(1) 未払金	426,947	426,947	-
(2) 未払費用	272,678	272,678	-
負債計	699,626	699,626	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金

これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、及び(3)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、合理的に見積もった返還までの残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払金、及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (単位:千円)	1年超 (単位:千円)
現金・預金	1,391,318	-
未収委託者報酬	694,263	-
未収収益	66,270	-
合計	2,151,852	-

(有価証券関係)

第24期

1. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日）

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	23,300	19,036	4,263
合計		23,300	19,036	4,263

（注）有価証券は期末時の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
198,047	1,287	9,440

第25期

1. その他有価証券（平成22年3月31日）

	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	8,725	7,100	1,625
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	2,315	3,100	784
合計		11,041	10,200	841

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
29,911	10	1,485

（デリバティブ取引関係）

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は平成3年11月より確定給付型の制度として税制適格年金を採用していましたが、平成18年1月に規約型企業年金に移行し、一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第24期 (平成21年3月31日)	第25期 (平成22年3月31日)
(1) 退職給付債務(千円)	88,423	122,543
(2) 年金資産(千円)	46,732	84,895
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	41,690	37,647
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	2,955	2,462
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	38,734	35,184
(6) 前払年金費用(千円)	-	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	38,734	35,184

3. 退職給付費用の内訳

	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
退職給付費用	75,106	70,457
(1) 勤務費用(千円)(注)	62,024	69,965
(2) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	492	492
(3) 臨時に支払った割増退職金(千円)	12,590	0

(注) 確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

(税効果会計関係)

第24期 (平成21年3月31日)	第25期 (平成22年3月31日)
1. 繰延税金資産発生 の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産発生 の主な原因別内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
前受収益 1,010,267	前受収益 808,376
繰越欠損金 173,408	繰越欠損金 440,631
その他 64,458	その他 57,402
繰延税金資産小計 <u>1,248,135</u>	繰延税金資産小計 <u>1,306,410</u>
評価性引当額 289,373	評価性引当額 750,447
繰延税金資産合計 <u>958,761</u>	繰延税金資産合計 <u>555,962</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失のため、記載を省略しております。	税引前当期純損失のため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	クレディ・アグリコル セットマネジメント エス・エー	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有 直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等 役員の兼任	情報提供、コンサルティング料 (その他営業収益)の受取	249,637	未収収益	41,950

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（2）財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	イースト・アジア・エスアイティエス株式会社	東京都千代田区	10,000	情報機器の保守管理業	所有 直接100%	コンピュータシステム等の運用・保守業務の委託等 役員の兼任	固定資産の譲受	118,233	-	-
							保証金の承継	34,477		
							資金の返済	210,000		
							通信費の支払	120,678		
							利息の受取	1,671		

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. イースト・アジア・エスアイティエス株式会社の解散に伴い固定資産の譲受、保証金の承継及び資金の返済を受けております。固定資産の譲受及び保証金の承継については、イースト

- ・アジア・エスアイティエス株式会社の算定した対価に基づき、交渉の上決定しております。
2. 通信費については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	クレディ・アグリコル・ストラクチャード・アセット・マネジメント・エス・エー	フランス、パリ市	78,077	投資顧問業	-	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	844,452	前払費用	640,301
									未払金	537

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

クレディ・アグリコル エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・グループ・エス・エー（非上場）

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	アムンディ エス・エー	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有 直接100%	投資信託、 投資顧問 契約の再 委任等 役員の兼任	投資顧問 料の受取	51,464	未収収益	19,874

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。
2. クレディ・アグリコル・アセットマネジメント エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ エス・エーに社名変更となりました。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランス、パリ市	78,077	投資顧問業	-	投資助言 契約の再 委任等	委託調査 費等の支 払	675,794	前払費用	506,300
									未払金	1,115
親会社の子会社	セジェスパ アイティ サービス	フランス、パリ市	4,064	ITエンジニア業	-	ITサービスの提供	通信費の支払	80,042	未払費用	36,779

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
2. クレディ・アグリコル・ストラクチャード・アセット・マネジメント・エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ・インベストメント・ソリューションズに社名変更となりました。
3. 通信費については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

クレディ・アグリコル エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

アムンディ・グループ・エス・エー(非上場)

アムンディ・エス・エー(非上場)

(注)

1. クレディ・アグリコル アセットマネジメント・グループ・エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ・グループ・エス・エーに社名変更となりました。
2. クレディ・アグリコル アセットマネジメント エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ・エス・エーに社名変更となりました。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

（1株当たり情報）

第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	14,656円80銭	1株当たり純資産額	17,280円42銭
1株当たり当期純損失	34,456円47銭	1株当たり当期純損失	15,588円78銭
1株当たり当期純損失の算定の基礎		1株当たり当期純損失の算定の基礎	
損益計算書上の当期純損失	799,390千円	損益計算書上の当期純損失	596,551千円
普通株式に係る当期純損失	799,390千円	普通株式に係る当期純損失	596,551千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	23,200株	普通株式	38,268株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載していません。	

（重要な後発事象）

第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(重要な新株の発行及び資本金の減少)	(重要な株式交換)

当社は、平成21年4月16日開催の取締役会において、株主割当による新株発行を決議しました。

(1)募集等の方法

株主割当による新株の募集。

(2)発行する株式の種類及び数

普通株20千株

(3)発行価格

1株につき50千円

(4)発行価額

1,000,000千円

(5)発行価額のうち資本金へ組入れる額

500,000千円

(6)発行価額のうち資本準備金へ組入れる額

500,000千円

(7)申込期日

平成21年4月30日

(8)払込期日

平成21年6月30日

(9)資金の用途

財務状態の強化。

当社は、SGAMノースパシフィック株式会社（以下「NP」という）と平成22年4月30日に株式交換契約を締結し、平成22年5月20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結の承認を得ております。

(1)目的

日本におけるアムンディグループの子会社の再編のため、NPを当社の完全親会社とし、当社をNPの完全子会社とする株式交換を行う予定です。

(2)株式交換の方法及び内容

本株式交換に際し、NPは、新株発行として普通株式7,000株を発行し、当社の株主に対し、当社の発行済み普通株式総数43,200株につきNPの普通株式7,000株を割当交付する予定です。

(3)株式交換の効力発生日

平成22年7月1日

（重要な合併）

当社は、SGAMノースパシフィック株式会社との間の株式交換契約の成立を停止条件として、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約を締結し、平成22年5月

ただし、当社は、同日開催の取締役会において、資本金の減少を決議しました。先の新株発行により資本金に組入れられた500,000千円についても、平成21年6月30日付けで資本準備金への組入れを行いますので、平成21年6月30日以降の資本金の金額は、増資以前の300,000千円と変更はありません。

- (1) 資本金の減少の目的
資本金の金額を維持するため。
- (2) 資本金の減少の方法
発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。
- (3) 減少する資本金の額
500,000千円
- (4) 減資の日程
取締役会決議日
平成21年4月16日
債権者異議申述公告日
平成21年4月24日
債権者異議申述最終期日
平成21年5月24日
効力発生日
平成21年6月30日

20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結の承認を得ております。

- (1) 合併する相手会社の名称
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「SGAM」という）
- (2) 合併する相手会社の主な事業内容
投資顧問に関する業務
証券投資信託の委託会社としての業務
その他上記の業務に付帯する業務
- (3) 合併する相手会社の規模
平成22年3月31日現在
営業収益： 5,022,343千円
当期純利益： 184,379千円
総資産額： 8,185,607千円
総負債額： 1,873,149千円
純資産額： 6,312,459千円
- (4) 合併の効力発生日
平成22年7月1日
- (5) 合併の方法
SGAMを存続会社とし、当社を消滅会社とする吸収合併
- (6) 合併後の会社の名称
アムンディ・ジャパン株式会社
- (7) 財産の引継ぎ
当社は、平成22年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに合併の効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併の効力発生日においてSGAMに引継ぐ予定です。
- (8) 目的
平成21年12月31日にクレディ・アグリコル S.A. とソシエテジェネラルの資産運用部門の統合により新会社アムンディグループが発足しました。日本のグループ会社である当社とSGAMは、お客様のニーズに合った優位性のある運用商品及びソリューションと良質のサービスを提供していくため合併することにしました。
- (9) 実施する会計処理の概要
本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男澤 顕

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松木 克史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月24日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男 澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、SGAM ノースパシフィック株式会社と平成22年4月30日に株式交換契約を締結し、平成22年5月20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結が承認された。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、SGAM ノースパシフィック株式会社との間の株式交換契約の成立を停止条件として、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約を締結し、平成22年5月20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結が承認された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	4,037,996
有価証券	1,303,084
前払費用	546,532
未収委託者報酬	1,531,717
未収運用受託報酬	959,411
未収投資助言報酬	26,986
未収収益	20,139
繰延税金資産	180,913
差入保証金	254,475
その他	53,183
流動資産合計	8,914,437
固定資産	
有形固定資産	*1 349,186
無形固定資産	20,917
投資その他の資産	
投資有価証券	319,845
関係会社株式	162,693
長期差入保証金	226,156
その他	8,774
貸倒引当金	8,000
投資その他の資産合計	709,469
固定資産合計	1,079,572
資産合計	9,994,008

（単位：千円）

	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)
負債の部	
流動負債	
リース債務	6,831
預り金	168,204
未払償還金	14,285
未払手数料	617,018
その他未払金	381,893
未払費用	323,373
未払法人税等	10,659
前受収益	1,695,924
賞与引当金	430,103
役員賞与引当金	26,648
統合関連費用引当金	138,000
資産除去債務	60,000
その他	20,382
流動負債合計	3,893,319
固定負債	
リース債務	2,102
退職給付引当金	26,495
資産除去債務	57,901
固定負債合計	86,498
負債合計	3,979,817
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	1,076,268
その他資本剰余金	1,342,567
資本剰余金合計	2,418,835
利益剰余金	
利益準備金	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	687,701
利益剰余金合計	2,397,794
株主資本合計	6,016,629
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	2,438
評価・換算差額等合計	2,438

純資産合計	6,014,191
負債・純資産合計	9,994,008

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	3,147,936
運用受託報酬	1,019,834
投資助言報酬	35,212
その他営業収益	76,311
営業収益合計	4,279,293
営業費用	2,321,630
一般管理費	*1 2,050,656
営業損失()	92,992
営業外収益	*2 14,639
営業外費用	*3 33,701
経常損失()	112,054
特別損失	4,956
税引前中間純損失()	117,010
法人税、住民税及び事業税	1,253
法人税、住民税及び事業税還付税額	391
法人税等調整額	16,027
法人税等合計	16,889
中間純損失()	133,899

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,200,000
当中間期変動額	

当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	1,076,268
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,076,268
その他資本剰余金	
前期末残高	-
当中間期変動額	
合併による増加	1,342,567
当中間期変動額合計	1,342,567
当中間期末残高	1,342,567
資本剰余金合計	
前期末残高	1,076,268
当中間期変動額	
合併による増加	1,342,567
当中間期変動額合計	1,342,567
当中間期末残高	2,418,835
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	110,093
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	1,600,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	2,327,410
当中間期変動額	
合併による増加	1,025,810
剰余金の配当	480,000
中間純損失（ ）	133,899
当中間期変動額合計	1,639,709
当中間期末残高	687,701
利益剰余金合計	
前期末残高	4,037,503

当中間期変動額	
合併による増加	1,025,810
剰余金の配当	480,000
中間純損失（ ）	133,899
当中間期変動額合計	1,639,709
当中間期末残高	2,397,794
株主資本合計	
前期末残高	6,313,771
当中間期変動額	
合併による増加	316,757
剰余金の配当	480,000
中間純損失（ ）	133,899
当中間期変動額合計	297,143
当中間期末残高	6,016,629
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	1,313
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 （純額）	1,125
当中間期変動額合計	1,125
当中間期末残高	2,438
評価・換算差額等合計	
前期末残高	1,313
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 （純額）	1,125
当中間期変動額合計	1,125
当中間期末残高	2,438
純資産合計	
前期末残高	6,312,459
当中間期変動額	
合併による増加	316,757
剰余金の配当	480,000
中間純損失（ ）	133,899
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,125
当中間期変動額合計	298,267
当中間期末残高	6,014,191

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 10年～24年</p> <p>器具備品 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>

<p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は平成22年7月1日における旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併に伴い、旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社における退職給付制度を継承し、上記の会計処理を採用しております。</p> <p>(3) 賞与引当金</p> <p>従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金</p> <p>役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(5) 統合関連費用引当金</p> <p>クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併及び事務所移転等に備えるため、将来発生すると認められる統合関連費用を合理的に見積もり計上しております。</p>
<p>4. その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理</p> <p>消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p> <p>また、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 連結納税制度の採用</p> <p>連結納税制度を採用しております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

項目	当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
1. 企業結合に関する会計基準等	<p>企業結合に関する会計基準等の適用</p> <p>当中間会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。</p>
2. 資産除去債務に関する会計基準等	<p>資産除去債務に関する会計基準等の適用</p> <p>当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。これにより、当中間会計期間の営業損失、経常損失及び税引前中間純損失は、それぞれ1,140千円増加しております。</p>

表示方法の変更

項目	当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
中間損益計算書	(1) 「営業収益」について、その重要性に鑑み、当中間会計期間から、内訳項目を区分掲記しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額	148,766 千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)	
---	--

*1 減価償却実施額		
有形固定資産	19,002	千円
無形固定資産	2,330	千円
*2 営業外収益のうち主要なもの		
受取利息	4,445	千円
*3 営業外費用のうち主要なもの		
為替差損	26,628	千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当中間会計期間末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主総会	普通 株式	480,000	200	平成22年3月31日	平成22年7月1日

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
--

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

(2) リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品に関する注記)

当中間会計期間

(自 平成22年4月 1日

至 平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	4,037,996	4,037,996	-
(2) 未収委託者報酬	1,531,717	1,531,717	-
(3) 未収運用受託報酬	959,411	959,411	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	1,622,930	1,622,930	-
資産計	8,152,054	8,152,054	-
(1) 未払手数料	617,018	617,018	-
負債計	617,018	617,018	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

区 分	中間貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	162,693

（有価証券関係）

当中間会計期 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)				
1. 子会社株式 子会社株式（中間貸借対照表計上額162,693千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。				
2. その他有価証券				
	種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	305,685	306,540	855
	(3) その他(注)	4,800	6,422	1,622
	小計	310,485	312,962	2,477
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	306,150	301,980	4,170
	(3) その他(注)	1,010,404	1,007,988	2,417
	小計	1,316,554	1,309,968	6,587
合計		1,627,039	1,622,930	4,110
(注)投資信託受益証券であります。				

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)
当中間会計期間末の残高はありません。

（企業結合等関係）

当中間会計期間
（自 平成22年4月 1日
至 平成22年9月30日）

（共通支配下の取引等関係）

1. 対象となった企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的

(1) 対象となった企業の名称

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

(2) 事業内容

投資顧問に関する業務

証券投資信託の委託会社としての業務

その他上記の業務に付帯する業務

(3) 企業結合日

平成22年7月1日

(4) 企業結合の法的形式

吸収合併

(5) 結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

(6) その他取引の概要に関する事項

平成21年12月31日にクレディ・アグリコル S.A. とソシエテジェネラルの資産運用部門の統合により新会社アムンディグループが発足しました。日本のグループ会社である当社とクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、お客様のニーズに合った優位性のある運用商品及びソリューションと良質のサービスを提供していくため合併することにしました。

当社は、平成22年5月20日開催の臨時株主総会で承認を得、平成22年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を消滅会社とする吸収合併が行われました。本吸収合併は、無対価とし合併に際し株式を発行しませんでした。また、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の資産、負債及び権利義務を当社に承継させました。

なお本吸収合併の効力発生日において当社及び旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の株主はアムンディ・ジャパン ホールディング株式会社のみとなっており、本吸収合併に際して、当社はアムンディ・ジャパン ホールディング株式会社に対し株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。

2. 実施した会計処理の概要

本取引は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高（注1）	120,000 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額（注2）	57,617 千円
時の経過による調整額	284 千円
資産除去債務の履行による減少額	60,000 千円
その他増減額（は減少）	- 千円
当中間期末残高	117,901 千円

（注1）当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

（注2）合併による有形固定資産の取得も含まれます。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資運用業	投資助言・代理業	その他	合計
外部顧客への営業収益	4,167,770	35,212	76,311	4,279,293

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
アムンディ・チャインドネシア株投信	443,349	なし

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日 ）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日 ）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日 ）

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	
1株当たり純資産額	2,505円91銭
1株当たり中間純損失	55円79銭
(1) 潜在株式調整後1株当たり当期中間純利益金額については、1株当たり当期中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(2) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
中間純損失	133,899千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	133,899千円
期中平均株式数	2,400千株

(重要な後発事象)

当中間会計期間

(自 平成22年 4月 1日

至 平成22年 9月30日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役、監査役、その他役員に類する役職にある者または使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4) (5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
委託会社は、平成22年7月1日付でクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社とするとともに、本店所在地を変更いたしました。同日、これらの変更にとまなう定款変更を行いました。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 株式会社 りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成22年9月末現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ・名称 株式会社 りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成22年9月末現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。

- ・名称 株式会社 埼玉りそな銀行
- ・資本金の額 70,000百万円（平成22年9月末現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。

- ・名称 株式会社 近畿大阪銀行
- ・資本金の額 38,971百万円（平成22年9月末現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

信託財産の管理・保管業務を行い、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の委託会社への交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

再信託受託会社の概要

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円（平成22年9月末現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

- (2)目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (3)交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等および投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンドの情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたい記載することがあります。
- (5)請求目論見書の巻末に当ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。
- (6)交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7)目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。その他の情報については、委託会社のホームページ（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス： <http://www.amundi.co.jp>

独立監査人の監査報告書

平成22年12月21日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男澤 顕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・米国・ユーロ投資適格債ファンドの平成22年5月13日から平成22年11月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・米国・ユーロ投資適格債ファンドの平成22年11月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月14日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 鈴木吉彦 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 山田信之 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認め

る。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、当社はクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月21日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 男澤 顕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年7月7日

アムンディ・ジャパン株式会社
（旧会社名 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社）
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・米国・ユーロ投資適格債ファンド（旧ファンド名 CA米国・ユーロ投資適格債ファンド）の平成21年11月13日から平成22年5月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・米国・ユーロ投資適格債ファンド（旧ファンド名 CA米国・ユーロ投資適格債ファンド）の平成22年5月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社（旧会社名 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月16日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	後藤順子	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木吉彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はな
い、

以 上

(注) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が
別途保管しております。